

## 犬追物と犬詞との関係についての試論

——小笠原流平兵衛家派の研究史——

島 田 勇 雄

### (一) ま え が き

九代目団十郎好みの活歴物に、「北条高時千匹犬」といったようなものがある。北条高時が犬追物にふけて幕政を怠り、ついに鎌倉幕府の滅亡を招いた、ということを主題にした作品である。もっともこれは「百五十四犬」であつたかも知れない。犬追物はワンコースが百五十四だからである。しかしそれを繰り返し繰り返し繰り返したといふ強調表現としては、「千匹犬」の方がよりふさわしいであろう。それに字数も七字で、歌舞伎の慣例になつてゐる。また、「応仁記」には相對峙する東西兩軍が、長期化する戦闘のつれづれを犬追物でしばしばなぐさめたとの記事がある。同じく「応仁記」に載る話に、戦闘の最中に敵陣に飛び込んだ愛鷹を取り戻すために、敵中へ悠々と出かけていった武士の逸話がある。ともに、戦陣とスポーツという面白そうな話題である。中世の武士の心を最も強く惹きつけたものは、犬追物と鷹とであつた、と言つても憚らぬであろう。

犬追物は騎射の三つ物の一つで、騎射が戦闘の重要な決め手であつた中世では、そのスポーツ化として最も愛好されたが、中世末に鉄砲が伝来し、騎射の戦闘における重要性が低下するとともに、近世においてはスポーツとしての

犬追物も全く廃れてしまう。中世には、スポーツとしての犬追物のルールが高度に整備し、武家故実として昇華し、各騎士はすぐれたスポーツマンシップに則って行動することが求められ、またそれらを貫く武家故実の理念は思想的にも高度化され、いわゆる故実礼治思想に根ざすものとして高く評価されている<sup>(1)</sup>。その武家故実の結実に指導的地位を占めていたのが京都小笠原家である。実技においても卓越していたようで、京都家の人たちは各種の競技会で審判官に相当する検見の役をつとめていた。

犬追物は、相撲などと違って、参加者も多く、きわめて複雑なルールを持つスポーツである。その役者としては、まず射手の数十二騎、犬の数百五十匹、これを一手とし、三手を本式とする、と伊勢貞丈は言う。貞丈に従えば、本式では射手三十六騎、犬四百五十匹となる。それに、検見が正副二名、換次が正副二名、以上が主たる競技関係者で、このほかに采幣振・日記付・犬放いぬはなし・鬨振くじぶ・鉦打・矢取介添・多くの奉行・検見中間その他がいる。競技は、土俵の中から犬放しが犬を放し、その犬が土俵の中央から飛び出したときに初めて射手は(鏑矢で)射ることができ、騎者と犬との位置との関係から、射てもよいばあいと射てはならぬばあいか、逃げる犬を追うときの方向とそれを射る射角などがきびしく定められている。きわめて高度な技術と厳格な行動様式のもとに行なうスポーツであった。それらのことは、近世の初めにすっかり忘れられたが、武家礼式が盛行し、諸学の振興が行なわれるに従って、徐々にそれへの関心が高まり、研究も行なわれた。実技上の復原もいくたびか試みられ、正保四年に島津家で行なったものなど知名なものがいくつかある。しかし多くは文献的研究にとどまったようである。そのばあい武家礼武家の研究が先行するが、それには赤沢家の延宝献上本の伝書、庶流系では小池貞成・水島之成等の伝書や伊藤幸氏の諸研究などがある。それらの研究の中では、やや時代は下るが、伊勢貞丈の研究が最もすぐれている。

明治以後の研究はほとんど皆無といってよい。我われが、今もし犬追物について調べようと思ったとき、まず誰の研究を手掛りとすればよいのか、などということさえ分っていない。そういう意味では、私なども、多少の手掛りを

かむまでは、藤圭子風に言えば、私の人生辛かった、という感じである。私はかつて放鷹について調査したとき、要門流の兵法学について調査したとき等々にそうしたように、犬追物関係の伝書で現存のものに何かあるかを仔細に調べて、現存書一覧表を作成してみた。まず「国書総目録」に所載の伝書を項目別に分類し、それに洩れたもの、即ちこの目録の基礎調査以後に作成された図書館の目録に所載のものや、まだ目録としては記載されていず、各所の図書館の受入台帳の類に記載されている段階のものや、家蔵をも含めて個人の所蔵になるもの等で、私の知りえたものを加えてみた。「国書総目録」に洩れたものとして比較的多く所蔵するのは永青文庫や蓬左文庫・八ノ戸市立図書館などである。現在犬追物関係の伝書を最も多く所蔵するのは、熊本大学寄託の永青文庫である。それらの伝書の中には、「故実書」（永青文庫）のごとく八一冊を納めるものを最高とし、多数の伝書群よりなるものがあるが、多くは単発的な伝書である。また多くの中には書名は違っても内容は同じというものもある。中世の貴重な資料があるかと思えば、単に先行書の抜書にすぎないものもある。質的差違もまた甚だしいわけである。

目下の私の単純な調査の範囲では、犬追物関係の現存伝書数は、書名の異同を中心に言えば、異り書数が約五五〇種である。そのほかにも、古い伝書目録の類に記載されていて、書名は知られていながら、現代の目録類には書名の登録されていないものやその伝書の所在の明らかでないものなどもある。そのように、実際に著作された伝書は現存のものより数的に多かつたろうということが考えられる。しかし各種の伝書を比較してみると、同一伝書が改編・増補等を受けるとともに書名の一部を改められたという類が多いように思われ、そのように考えれば、犬追物関係の伝書はさほど多源的というものではなく、源流とすべきものは限られてくるかとも思われる。したがって犬追物関係の伝書では一般的にある種の限られた伝書における総論的なものが若干の各論に分けられ、更にそれらが若干の項目に細分化されるようになったり、歴史的な観点が加えられたりする、というふうにして研究が推移した、と全体を総括できそうに思われる。

右に挙げた約五五〇種ほどの文献の中で私が目下入手している資料はその三、四割にすぎない。それらをもとに初めて行なう試行なので、錯誤以前の調査未了のための不備が目立つが、それは起筆後新しく生じた疑問点について更に文献を集めて再調査する時間的ゆとりがなかったためである。それらの点については、あらためて改稿する機会を持ちたいと考えている。

## (二) 犬追物 研究 史

### (1) 小笠原流赤沢家(平兵衛家)系

#### (ア) 延宝献上本の体系

まず犬追物の研究史から始めたい。それは究極的問題としての犬詞や文字指導の研究の成立環境を知るためである。

実技としての犬追物は、中世にその絶頂期にあったが、近世にはいるとともに突如として衰退してしまった。衰退の原因は、戦闘技としての騎射がその価値を失って衰退したためであるし、ことに四海波穩やかにして泰平を謳歌する声があたりに充み満ちる世になったためである。実技としてはほとんど跡を断ったが、逆に諸学の隆盛に赴き武家諸札の研究の発展するにつれ、これについての知的教養の必要性は層一層高まりを加えていった。犬追物の研究は、武家故実の研究と指導とをもその任の一とした諸札家の間から起きてきた。まずその諸札家の研究の若干を取り上げようと思うのである。

赤沢家の武家礼式は、中世末の人赤沢経直が総領家の長時や長堅の指導を受けたのに始まるものと思われる。それまでは多くの小笠原家の分家と同様特別に武家礼式に出精したとは思われない。長時はこの時武田信玄に松本城を追われ、以後三十余年にわたり諸国を流浪するが、その際、ひたすら武家礼式の指導に当たった。その点、赤沢経直も

長時に似たような道を歩いたかと思われる。もっとも経直は、長時が松本城を出た時、その供をしてともに一時一族の三好長慶の芥川城に身を寄せ、のち長時が上杉憲信を頼って北陸に向ったとき、京都に留って京都家の指導を受けた、と「赤沢大系図」(蓬左文庫)は述べている。<sup>(2)</sup> 武家礼式をわが物にする決心を堅めたためである。こうして、総領家ならびに京都家の指導を受けたうえで、独自の一風を建立した。たとえば、総領家の聖典「七冊書」をもとにして独自の「経直十卷書」を編集したことに、それがうかがわれる。のち赤沢家の小笠原丹齋が延宝六年に將軍家綱に献上した家伝の伝書五〇冊一二軸(四冊欠)が内閣文庫に「小笠原礼書」として現存している。それには総領家の「三議一統書」や京都家系の各種伝書(「犬追物秘伝之書」など)を納めるが、それは赤沢家が両家の指導を受けたことの結果である。赤沢家では延宝献上本を自家礼法の原点とし、のちこれを近世的に改編して「窮法明伝極秘伝抄」の体系とし、更に改編して「窮法礼誼抄」の体系にしたものと考ええる。<sup>(3)</sup>

赤沢経直は、京都家の縫殿助家とともに武家故実をもって徳川家に禄仕することになり、通称を平兵衛家と呼ばれ、小笠原姓に復し、代々小笠原丹齋と称した。平兵衛家は、もともと総領家と京都家との両家の指導を得て武家礼式家として出発することになったものなので、両家に対しては劣等感を持ち、両家はまた師匠意識をもってこれに臨むというふうで、一族とはいいながらお互に穏やかならぬものがあつた。しかし近世における礼法史の観点から言えば、総領家は早くも活動を止め、縫殿助家は伝統の墨守にとどまって、それぞれなら近世的創造は全く行なわなかつた。それに対し、平衛家は延宝献上本を原点として、独自の展開を計った。総領家と縫殿助家とが近世に開拓した伝書を全く持たないのに対し、平兵衛家は非常に多くの伝書を新たに加えている。

平兵衛家の犬追物の伝書は、まず延宝献上本の中に一群を占めている。以後の研究による伝書は、「御書物目録」(蓬左文庫)・「小笠原流伝書目録」(蓬左文庫)・「御書物目録」(岩手県立図書館新戸部文庫)などによって知ることができ。延宝六年献上本における犬追物関係伝書の在り方をまず考えてみる。平兵衛家の礼法の基点は延宝六年の献上本

にあると考えられるからである。同家ではそれを礼法上の原点として尊重し、以後同家の伝書を時代の進展に合わせで改革しようという動きのあるたびごとにその原点に立帰り、その原点の精神を確認しながらそれを再編成するという方法を取っている。平兵衛家の全伝書を一定の体系で組織化しようとした「窮法明伝極秘伝抄」のごときも、基本的出发点は延宝献上本にあると思われる。その伝書体系としては、全伝書を大きく三分類する。即ち、献上本に添えられた「御書物目録」は、三つの分類名を挙げ、全伝書をそのどれかに配当してある。その分類名は、「弓箭並射法之御書物・同御軸物」・「諸礼法儀之御書物・同御軸物」・「乘馬並手綱之御書物・同御軸物」の三つである。即ち、それは弓術・諸礼・馬術の三分類法を探ることであり、このうち弓術・馬術は弓馬礼として一括され、これは本来京都家が主として開拓した領域で、弓馬礼ではそれをほとんどそのまま受けついでいる。諸礼は総領家の開拓した領域であり、それを継承発展させたものである。平兵衛家はこの後主としてこの諸礼に重きをおいて研究を重ねていく。そのように延宝献上本では、近世に重要性を加える諸礼を中央に置き、その前後に弓・馬の礼法を置くという体系を立てている。

その伝書のうち、弓術関係の伝書体系は次のような各種伝書によって構成されている。

一 弓箭並射法之御書物 二十冊

大的之書 一冊 小的之書付的之絵図 一冊 三々九手挾物 一冊 百手之書付百手之作法 一冊

誕生引目並矢入之大事付屋越之露目之次第 一冊 三的並小串之会付三的之日記 一冊 草鹿並円物之書

一冊 七所勝負並十所勝負之書付七所勝負之日記 一冊 犬追物之書 一冊 犬追物之次第 一冊

犬追物秘伝之書 一冊 流滴馬之書 一冊 笠懸小笠懸並遠笠懸 一冊 弓箭並弓法撰書矢披

之事 一冊 弓馬之百問答 一冊 射方全書 一冊

一 同御軸物 六卷

弓之総名之事 一卷 一張弓 一卷 天道弓方同機叙 一卷 犬追物目安 一卷

当家弓之書 一卷 当家矢本 一卷

右のうち、「御書物」では「大的之書」から「七所勝負」までが、歩射の名で一括される武家故実に関する伝書。

次の犬追物・流鏑馬・笠懸の三種が騎射の三つ物の名で呼ばれるもの。次の「弓馬之百問答」「射方全書」は弓術総論とすべきもの。即ち、「御書物」は武家故実のうち、歩射・騎射・総論の三種の伝書よりなるわけである。それに對し、「御軸物」は特殊な文献を集めたもので、たとえば「犬追物目安」は、かつて犬追物廢止論のあったとき、然るべからざる旨を認めて、小笠原貞宗が後醍醐天皇に上訴に及んで勅許を得た、と伝承されている、その上訴文である。その他「弓之総名之事」は弓の部分名について小笠原家で伝承するところを記録したもので、基礎的知識について述べた資料で、以下は皆これに類している。その種の家伝の秘事を「御軸物」と称したわけである。「御書物」と「御軸物」とは、そのように伝書としての質的差違によって区別しており、それらのうちを更に伝書の内容上の差違によって右のように区分するという方法を取っているわけである。

(4) 延宝献上本の犬追物の伝書

「御書物」の犬追物関係の伝書三冊について、それらが犬追物という競技に関し、何について述べるものかを知るために、それぞれの伝書についてその記述内容の項目名を挙げれば、次のごとくである。

犬追物之書

射御之事・犬追物之書・射手並役人出立之事・出場之次第・入場之次第・射様並犬言葉之事・退場之次第・シチノ次第

右のうち、「射御之序」と「犬追物之書」とは「騎射秘抄」と呼ばれるものの内容を二分したものであり、他は別の伝書より採録したものと思われる。「騎射秘抄」以外のものが全部単独の伝書より採ったものか、それともその全

てが同一伝書から採ったものか、それとも二三の伝書の集合かなどの細部の事情については、目下の所十分な調査はできていない。手もとの資料の単純な一瞥からすれば、類似の伝書が若干ありそうに思われる。たとえば、内閣文庫の「犬追物之書」(吉田家伝来本)は次の見出しよりなる。

(馬場の法量)、繩之事、射手並役人出立之事、出場之次第、入場之次第、馬ノ前ヲ切ル犬ニ弓手切馬手切ト言事有也、繩之内四糸之射様、繩之外四箇条之射様、内之犬之射ルニ可心得事、外之犬射ルニ可心得事、矢之次第、検見可心得事、失沙汰之口伝、犬之名所、外之馬場坪馬場ト言事有

このうち「馬場の法量」と仮の見出しを付けたものは「犬追物之書」(延宝本)の中の見出しの「犬追物之書」に当たる。見出しの「犬追物之書」の前に「射御之序」を付けたものが「騎射秘抄」に相当する。それでこの部分は、あるいは「騎射秘抄」についての小笠原家の誰かの講義の聞書かとも思われる。犬追物関係では最も古い伝書とされる「騎射秘抄」との関係から言えば、この部分だけで一まとまりになっているものと考えてみることは、犬追物の伝書一般の成立を考える際の一つの方法であると思われる。次の「射手並役人出立之事・出場之次第・入場之次第」の三見出しは両書共通である。「シチノ次第」と「失之次第」とも同内容である。延宝本には「射様並犬言葉之事」があるが、吉田家本にはそれに相当する見出しはない。ただし、「入場之次第」の次の項から「失之次第」の前の項までと、「失之次第」の次の二項とを編集すれば、「射様並犬言葉之事」の項がほぼ成立しそうに思われる。また吉田家伝書の「検見可心得事」はその部分の終りに「已上」とあるところから、これはもと独立した伝書であった可能性が強い。更に「犬之名所」は犬の身体に墓目の当る箇所を部位名を图示した貴重な例で、どれかの伝書に添えられたものの写しであろうし、最後の馬場の件は補説とも考えられる。

以上のことからして、延宝献上本は「騎射秘抄」と、「射手並役人出立之事」から「失之次第」までの記事を持つ伝書の発展的伝書との、二伝書が根幹になって成立したかと思われる。また吉田家伝書は「騎射秘抄」とこれに続く

部分を持つ祖形的伝書と、「検見可心得事」という伝書と、若干の補説とより成るものであらうと思われる。

ところで、見出し「射様並犬言葉之事」に納められた犬言葉は、犬追物という競技に関する特殊な術語を集めたものではない。むしろ競技の進行に関して審判官としての検見が指示する命令とか、射手の動作に対し検見がその中斷や進行を求めるとき、どのように射手に命じたり尋ねたりするかといった、言葉の作法について書いたものである。つまり、犬追物競技に関して審判官の心得るべき『言葉の作法集』とでも言うべきものである。そのような言葉の作法が確定していないと、競技の円満な進行に障害の生じることは、現代の各種競技を考慮すれば自ら明らかであろう。四人の騎士が同時に行動し、疾走する犬に向かってそれぞれ幕目で射するという、集団的、瞬間的競技を厳正に判定するためには、厳しい言葉のとりきめが必須であり、早くからそれは洗練されていたものと思われる。なお、犬言葉と通例呼ばれるものにはこれとは別種のものがある。それは検見の審判に必要な、審判上の特殊な術語を集めたものである。両者は一応区別しておくべきである。

(ウ) 延宝献上本の「犬追物之次第」

本伝書の項目名は次のごとくである。

犬追物之次第

一 犬追物之起之事・一同作法之事・一同言葉品々之事・一同検見上卷之事（検見進退聞書・検見故実之事・内外之検見進退之事）・一同検見下卷之事（犬追物検見之次第）

本伝書では、本文が五項目に分れ、第四項では更にその本文が三種の中項目に分れている。実は第三項目では本文の見出しには「犬追物之時言葉遣之事」とし、同じく第五項目は「犬追物検見之次第」とする。

ところで、「犬追物之次第」は、延宝献上本における犬追物の体系の中では、三種の伝書よりなる体系の一翼を担うものとしての位置を占めている。それはもともとからそのような位置を占めるものとして編著されたのか、あるいは既成

の伝書の中からそのような位置を占める伝書にふさわしいものとしてこれが選出されたのか、ということがまず問題になる。つまり延宝献上本の体系の成立する頃に編著されたのか、あるいはその頃には既に成立していたのか、が問題だ、ということである。もっと違った言い方をすれば、この伝書は近世に編著されたものかそれとも中世に編著されたものか、ということであるし、また平兵衛家の人によって編著されたのかそれとも他家の、おそらく京都家の人によって編著され、平兵衛家はそれを単に伝承するにすぎないのか、ということでもある。そのことについて考察する際に示唆を与えるものとして、次の二種の奥書があげられる。

本伝書では、その大項目を表わす「検見上巻之事」の末尾に奥書(甲)が、同じく「検見下巻之事」の末尾に奥書(乙)が記載してある。

(甲)右此一巻当流雖為秘説 有心而註進候也

(乙)右、犬追物之起 同作法 同詞ノ品 同内外之検見上下巻ノ事 尽サレサル事ナシト云トモ 古来ヨリ弓馬之道

尽事ヲ制シテ微細者口伝トス 就中此書ハ旅用ナレハ 十ヲ一ニ約ヌレハ口伝ナクシテハ曾以叶フヘカラス

この奥書(乙)の終りに「就中此書ハ旅用ナレハ」とある。これは本伝書の本来の編集意図を示すものと解すべき辞句であろう。本伝書が旅行用として編集されたというのは、旅行に携帯して備忘の用に充てるという用途を示すものである。そのような伝書を必要とする情況としては、たとえば地方の競技に競技者として参加する時とか、同じく検見とかの役者として参加する時とか、同じくなんらかの実技指導者として参加する時とか、同じく武家故実の講義者として出張する時とかと、さまざまな情況が考えられよう。中世にはそれらのどれもが成立可能であった。犬追物という競技が盛行されていたからであるし、中央文化の地方への伝播が盛んで、小笠原家の者が地方に招かれるという機会も多かったろうと考えられるからである。しかし犬追物が廃れ、また武家礼式の研究もまださほどに盛んにならなかった近世初期には、そのような旅行用伝書を必要とするような情勢にはなかつたろうと思われる。それらのこと

から、本伝書は中世に、おそらく京都家の人によって編著されてあったものと思われる。

次に、本伝書の目録によれば、本書の五種の大項目を含むものとして編集されているが、それは当初からそのような項目を含む伝書として編集されたものなのか、それともそれぞれの項目に相当する単元的伝書の多数に基づいてあらためて一書として編集されたものなのか、ということが問題になる。奥書④からはその解答をひき出すことはできない。二つのばあいのもちと解しうるからである。しかし奥書④の存在意義は奥書②とは事情を異にする。この「検見上巻之事」の末尾に添えてある奥書④は、「起之事」「作法之事」「言葉品々之事」「検見上巻之事」の四項目の全てを含むものとして添えられたものとも、「検見上巻之事」だけに添えられたものとも考えられそうである。しかし伝書の慣習から言って、④の類は、ある伝書が乾の巻と坤の巻とか、上巻・中巻・下巻とかと複数に分冊されるばあい、それぞれの巻末に添えてあるものである。それで「犬追物之次第」が当初から現在のような構成で成立してあり、それが実際に伝授の素材となっていたのなら、おそらくそれぞれの項目の巻末に④は添えられたであろう。ことに「言葉品々之事」は内容的にも独立したもので、この巻末に④の添えてあるのが自然と思われる。にもかかわらず、それらの巻末には④を添えてなく、「検見上巻之事」の巻末だけに添えてあることは、「検見上巻之事」がそれ以前の三項目とは本来別種の伝書に由来することを意味するものであろう。即ち、「犬追物之次第」は少なくとも「起之事・作法之事・言葉品々之事」を含む伝書と、「検見上巻之事」と「同下巻之事」を含む二種の伝書に基づいて編集されたものである。おそらく、その内容量や形式面など考えて、それは「起之事・作法之事・言葉品々之事」を中心とする伝書と、「検見之事」を内容とする伝書との三種の伝書に基づいてこの「犬追物之次第」が編集されたものであると思われる。平戸の松浦史料博物館の「犬追物事」は「起之事・作法之事・言葉品々之事」の三者を含む。また「起之事」は「犬追物之書」と重複するが、それは既成の伝書の編集であるため、重複することになってしまったものと思われる。また伝書の慣習としては「検見下巻之事」の巻末にも「上巻之事」の巻末と同様に④に

相当するものが添えてあったのであろうが、「犬追物之次第」の編集の際にそれを削除し、別にこの伝書の編集意図としての(乙)を添えたものと思われる。

本伝書の存在は、伝書の編集の一般的あり方を考えるばあい、一つの重要な方式を示すものとして記憶せられるべきものであろう。その形式面では、まず第一に目録と本文の見出しとの対応不十分ということがある。それも形式的には目録にある項目が本文の見出しにあるものとなないものということがあるし、表現内容では両者の表現に齟齬の見られるということがある。次に奥書(甲)のばあいのように特定の巻にだけある種の奥書(伝書独特の表現内容のもの)があるという不統一の見られるということである。また、項目名にも「検見故実之事」のように故実を内容とする事項の含まれることは注意を要する。これは検見についての諸方式が定まって以来時日を経たのちその方式の解釈等について混乱の生じた時、古例を求めて拠り所とすべきものを考証するという観点に立つものである。武家礼式で故実が主として論じられるのは一般にその慣行化の十分に実現してのちのことである。私の手控えに京都家の各人の伝授した伝書名の一覧を作成してあるが、現在までの調査範囲では犬追物関係の伝書に故実を標榜したものを見出すことはできなかった。本書のこの事項のあることは、その原拠・編者等の検討をめぐって、今後再吟味すべきことの多いことを示すものと私は自戒している。

本書で特に重要視すべきことは「言葉品々之事」に関してである。私の主題はこの類にまつわるものである。私の調査の範囲では、この「言葉品々之事」と同様に犬追物に関する特殊用語を集めた単語集の類が数種ある。そのほかに犬追物に関しその表記の指導を意図した「文字集」の類も数種ある。それらがどのような背景の中で創案され伝授されたかを追跡してみたいというのが、私の主たるねらいである。これに類するものとして、私は今兵法学の伝書に関してこれと同様の現象の見られることを報告しつつある。即ち古式兵法の「訓閱集」について、小笠原氏隆伝上泉信綱系の伝書群には伝書「文字相伝」があり、同じく氏隆伝岡本半介系には伝書「軍敗文字」がある。上泉の

「文字相伝」はほとんど文字指導に終始するのであるが、上泉よりやや後の人岡本半介の「軍敗文字」は文字指導から語彙指導に展開する過渡的様相を示すものである。その岡本半介から甲州流祖小幡景憲は「訓閲集」について伝授を受けるが、その小幡の指導のもとに成立した「軍鑑摘要」では、すでに文字指導に関するものは抹殺され、語彙指導に関するものだけが浮上している。それと同じことは、上泉信綱の上泉流の後の伝書にも現われ、初期の伝書には「文字相伝」が行なわれるが、後の兵学体系では文字に関するものは抹殺され、語彙指導としての伝書「陣言」が浮上してくる。そのように、兵法学においては、文字指導から語彙指導へという史的推移が見られたわけである。この文字指導と語彙指導との関係は放鷹においても、庖丁道においても、医学においても、同様にあるいは類似して認められた。それらのことを含みとして犬追物における文字指導と語彙指導との関連において、この「犬追物之次第」における「言葉品々之事」は重要な位置を占めるものといえることができる。

中世から近世にかけての言語指導はこれらの兵法関係と犬追物関係とのみに限られるわけではない。兵法学との関係から、おそらくその学的影響によるものと思われるが、水軍関係でも舟言葉の指導が盛んになり、能島流・合武三島流等の伝書に舟言葉集が納められることになる。兵法学を受けた軍礼家、あるいは諸礼家の軍礼関係伝書にもそれが現われ、小笠原流庶流系の小池貞成・水島之成・伊藤幸氏らの編纂した伝書に言語関係のものが多出する。なお弓道の歩射関係においても、弓の惣名その他の用語解説が編纂され、それはのちになるほど細説される。また放鷹・鹿狩等の狩獵関係の伝書にも文字や用語に関する指導書が多出するし、庖丁道等においてもそのことは同様に見られ、本草学のような学的領域においても、一字銘等の文字指導や異名集等の用語集の編纂も行なわれているし、本草学から主として物と名との関係を論じる名物学の独立したことについても述べたことがある。仏教学においても各宗派の用語集が多数著述され、時には用語索引の類まで編纂されたことについても既述した。連歌における新在家文字については、かつて山田孝雄博士が述べられた。ただ連歌における用語の研究が、従来とかく国語学史において実作上の

必要にせまられた研究とのみ説明されてきて、和歌における類似の研究との相互関係について見落されてきたのは、不十分な処置と考えざるをえない。まして連歌におけるそのような研究を、連歌という世界での特殊性ということだけに限定して、それを私の以上に述べたようなもの集団社会に共通する一種の学的傾向として把えなかったのは、論者の視座の狭さを意味するもののように思われる。中世から近世にかけて、各界の指導者層はその指導内容の体系化を考える中で、その言語的指導の必要を痛感し、それをどう組織的に構築するかに腐心したのである。その結果として、それぞれの領域でほぼ同じように文字指導から用語指導へと指導が展開していったのである、と考えられる。

「言葉品々之事」に納める用語集は、主として犬追物という競技に必要な、審判上の判定に関する用語を集めたものである。これを相撲で言えば四十八手の決め手についての術語を集めたようなものである。ただ犬追物の方が競技に関連する要素は遥かに複雑である。というのは、この競技に関係するものに、犬・馬・射手・弓・矢があり、それぞれの行動・動作等について厳しい判定基準が定められてあり、そのためそれだけ勝負の判定が複雑であり多岐にわたり厳格を極める。そのような複雑多岐に亘る判定基準に対応して、微細に用語が識別され命名されている。検見はそれらの基準に基づいて判定を下し、それを逐一日記付に報告し、日記付はそれを一定の様式で記録にとどめる。即ち、検見の職責は単に勝負の判定を下すだけではなく、判定の根拠・決め手を明らかにし、言語的に明確に解説する義務をも担うものである。検見にはその道に多年の練達の士の選ばれるのが常であるが、京都家はその道の師範格の家柄であるため、時には未練の者が選ばれたり経験不十分の者が選ばれたりすることもある。旅行としてかかる手控を用意しておく必要が感じられたわけであろう。

旅行用としてこのような用語集の編集が必要視されることもあったろう、というのは、奥書②の存在を含みとする推測である。検見の故実も、検見の判定の基準について故実を権威あるものとして求めるという発想から提出される

に至ったものであろうし、それらのように実地の必要上から著作されたものがこの種の旅行用伝書の中に納められることになったものも当然あるわけである。一面、近世の庶流系の水島之成や伊藤幸氏らの編者には故実の研究それ自体を対象にした伝書、「古実集」「古実抜糸」「雑学集」等が多数編著された。<sup>(5)</sup> 諸礼が歴史学の要素を加えて学的に再編成される過程で発生したものである。犬追物の用語集についても、それに同じく用語の特殊性に着目して全くの言語的関心から犬追物用語の採集を行なうということもあるはずである。伊勢貞丈の「犬追物類鏡」における「犬詞」のごときはその一例と考えることができるであろう。犬追物の伝書、ことに検見に関する伝書を調査してみると、判定に必要な用語を多数列挙して解説する箇所を数多く摘出することができる。それらの記事から、時には必要に応じて旅行用の用語集の編集にまで進展する契機は十分あったし、また他面のちの研究者が「犬詞」のごときものの編集の着想を得る契機も十分あったわけである。「言葉品々之事」の原典が実際上はどちらの契機によって成立したかは今後の問題として、一般的には以上のようなことが考えられるのである。「言葉品々之事」は必要から中世末頃に編著されたのであろうと推定しているが、もしそうなら、兵学上の伝書等と比較してその成立期は若干早いとせねばならぬ。そのことを考慮に入れて、この成立期についても再検討を要すると考えているわけである。

この「犬追物之次第」に限らず延宝献上本一般に、それぞれの伝書についてその編者名を挙げないことも留意を要する点である。同一の伝書が異なる年月に異なる人によって伝授されたことは奥書などで知られるばあいが多く、それらが誰によって編著されたものかについてその記述を欠くのが中世のこの種の伝書の常である。近世でも若干事情を同じうすることもあるが、水島之成や伊藤幸氏の編著ではなんらかの方法で編者を明らかにしてあることが多い。しかし同じく近世でも平兵衛家の伝書には伝承はされたかも知れないが伝書に編者名を記載することはないようである。そのことは慣行と言えばそれまでである。その慣行の背景にある意識に差違があるからであろう。現在の芸能の家元制の中で、各流派の指導内容もそれに似ているのであろう。それぞれの流派の指導上の理念・体系・術語という

ものについて解説され、その流派の特徴などについても解説されることであろう。しかし芸能の領域での指導はそれまでで、それ以上に、当面しているような伝書の書誌的・歴史的解明ということは、別の文化史・歴史学の領域とされるのであろう。そのことは、犬追物の伝書についても同様で、京都家でも総領家でも平兵衛家でも、その伝系について触れて自派の伝書であることの証明はするが、あえてそれ以上に編著者について明らかにしようとはしない。主として近世に活躍する平兵衛家がそのような姿勢を守っているのに対し、同じく近世にはなばなしい活躍を行なった庶流系、ことに水島之成の系列はそれとは著しく対照的な姿勢を次第に明らかにする。彼らはその編著者名を顕示する傾向を次第に明らかにする。いってみれば、小笠原家の人びとが小笠原家一門の集団の中に埋没しそのことによって自己を権威づけようとしたのに対し、水島之成らは小笠原流の門下ということは一応の抛り所としながら、その研究業績としての伝書については著述者を明確にすることによって小笠原家離れを宣言し、著者独自の業績であることを顕示する方法を採った。それは小笠原家者の認識がその伝授事項について芸能と同様の習い事としての認識以上を持たなかったのに対し、水島之成らはその指導内容について学問上の指導という認識を次第に高めていきつつあったからである。水島之成らの諸礼は、もともと礼法とともにそれにたちきり難く結合した知的教養の指導を行ない、次第に後者の比重を重点化することによって、自派の指導理念を日本的教養学を高めていく傾向にあったからである。

ところで、以下では「犬追物之次第」に説かれる各大項目について、その成立に関連して同事項を対象とする単元的専攻的な伝書との関係について注目することにしたい。まず初めの「犬追物起之事」と「同作法之事」とでは、これらだけには本文に見出しの付いていないことに留意せねばならぬ。犬追物の起源だけを内容とする伝書は数種あるが、「犬追物作法之事」という題名または類似の題名を持つ伝書は見られない。それは犬追物関係について「作法」という概念は本来は使用されなかったためであろうと思われる。諸礼では「仕付け(簾)」という用語が近世にも用いられた。もっとも単語としての「作法」はこれより以前から用いられていたので、武家礼式における「作法」という用語

については再考しようと思う。いずれにしても「作法」という用語が武家礼式にも導入されたことにまちがいはなく、今では諸礼をこの語で表わしているのである。ところで「起之事」と「作法之事」とには本文に見出しがなく、形式的には両事項の本文は連続している。それにそれらの内容量は少ない。しかし次の「言葉品々之事」には見出しがあつて、その事項と前の両事項とを切断している。それらのことからして、前の両項は本来連続するものであり、おそらく「言葉品々之事」とは原拠を異にするものであつたらうと思われる。前の両項だけで一つの伝書を形成するには、量的にも内容的にもふさわしくないように思われるので、その両項はやや総論的に構成されて多数の項目を持つ伝書から任意に右の二項目を抜き取ってきたものであらうと思われる。そのもとになった伝書は目下の所つきとめていない。

「言葉品々之事」の項についても同様にどれかの伝書からその項を抜き取ってきたものかと思つている。あるいはその事だけを内容とする単独の伝書が作られてあつたかも知れないとも考へるが、目下の所そのような伝書にめぐりあえていない。むしろ、そのような外題を持つ伝書はないように思われる。ただ私の調査では、古伝書を継承したかと思われるもので、これと同様の用語集が他にも二三あるので、それらの用語集の共同祖系としての伝書の存在を考慮しても差支えないと思つたのである。

次に、「検見上下巻之事」は四つの項目を含んでいる。犬追物関係の伝書のうちに検見に関するものは数多いが、それらのうちにも右の一つ一つの項目に正確に対応する伝書を探しているが、伝書名本位にすればうまくいかない。この上下の巻については、既に述べたように「上巻」には三項目を納めるが、その巻末に奥書印を持っていた。そのことから「犬追物之次第」が編集される以前、既に「検見上巻」と「同下巻」とが成立していたであらう、ということとは既に述べたごとくである。その上下巻の編集される以前にまでさかのぼると、あるいは四つの単独伝書があつたかも知れないが、それにふさわしい単独伝書は目下の所発見できない。既述のように故実を内容とする伝書は中世の

終り頃のものかとも考えられるので、単独伝書があったとしても、時代的には後のものであろう。もしこの「検見上巻」が新しく編集されたとするなら、その編集時期はいずれにせよ古くはないはずである。

延宝献上本の犬追物の伝書は、性格の相違する三種の伝書によって構成されるという方式を取る。その中核的な「犬追物之次第」は奥書②で示されるように旅行用にまとめた各種の重要事項の手控としての性格を備えるものである。それも検見のような最も重要な役種を勤める者の観点から、犬追物という競技の中で決定的役種としての検見にとつて最も根幹的知識とすべきものの中特に重要な事項を抜き出して集めたもの、というのが本書の性格である。本書の焦点が検見に置かれてあるということは、小笠原家が犬追物という競技の中で永年にわたって占め続けてきた地位を最も端的に示すものと言うことができるであらう。

(四) 延宝献上本の「犬追物秘伝之書」

「犬追物秘伝之書」は犬追物三部作の最後の書とされるもので、それらが小笠原家の秘伝の書によって構成されたことが書名から知られ、そのような秘伝書を三部作中の第三番目に当たる本書に集めるところに編者の意図のあることが知られるのである。その「犬追物秘伝之書」の内容は次のごとくである。形式的には上中下の三巻より成り、各巻に収容する伝書は本文部に見出しで示してある。それらの見出しを括弧の中に入れて示せば、次のようになる。

犬追物秘伝之書 上

(騎射秘抄序、犬追物射手条々、犬追物日記、犬追物射手具スヘキ次第)

犬追物秘伝之書 中

(犬追物初心之射手可心得次第)

犬追物秘伝之書 下

(犬追物矢代打振之次第、犬追物検見条々、二騎検見之事、射手検見之事、犬追物カインソヘノ事)

「騎射秘抄」は京都家にとって最も重要な伝書の一つである。武家礼式一般についての京都家の伝書では満長以来のものが現存し、それをもって、小笠原家全般としては京都家の満長の頃から武家礼式の世界における活動が始まるものであろうと考えられるが、「騎射秘抄」についてはその満長の署名入りの最高級の善本が尊経閣文庫に現存する。同文庫にはこのほかに「騎射秘抄」の最高級の善本が多数現存し、たとえば満長の応永二三年四月五日付の署名入り、浄元では文安四年四月付彦五郎宛のものと宝徳元年一月二日付の自筆伝書、元長の延徳四年八月二十九日付赤松左京大夫宛のもの、政清の文明九年六月二五日付のもの、植盛の自筆、清連の文龜三年三月二日付の自筆などである。そのほかでは、元長の長享二年六月二三日付平賀藏人宛のものが静嘉堂文庫にあり、宮内庁書陵部には伊勢貞丈の校合した一本が現存する。延宝献上本では巻末に、「享徳三年八月三日 民部少輔持清在判」とある。

このように満長以来の伝書が多数現存するし、この種の伝書には珍らしく漢文の序文が付いているにもかかわらず、その編著者名は明らかではない。本書がなぜ漢文の序文を持つのかなど本書については再吟味を要することが多数あるように思われる。ともあれ、本書を秘伝書群の第一に位置せしめることは、小笠原流京都家系の指導を受けた者にとっては、きわめて自明な判定である。

次に、「犬追物日記」には同名の伝書が多く、内容的には種類が多い。日記は記録で、犬追物の競技に関して各種の記録を記載したものが日記であり、その記録は多方面にわたるため、日記にも内容上多方面に分れる。それらは副題で示されることが多いが、それには、上覧記・弓手押戻・弱押戻・三匹勝負・繩四矢所・十文字・進向弓手・検見事などの副題を持つものがある。副題を持たぬもので京都家による伝書では、伝授者に持清・持長・元長・政清・元清・光清・清連・政幸らの名を持つ一級品が現存する。小笠原家以外のものでは、伊勢家伝・伊勢貞頼・武田元信・武田元光・滋野入道らによる伝書が現存する。

延宝献上本の「犬追物日記」は一名「犬追物日記勢鏡」と呼ばれるもので、例によって著者関係は定かでない。彰

考館本は文禄元年の書写なので、本書が中世に行なわれていたことは明らかである。本書は検見に関するもので、主として被射体としての犬に対し射手の射付けた矢について良否を判定する上での注意事項を図解をもって示したものである。検見にとって高度な技術水準を示すものであり、おそらく類書の続出の起源にもなったものと思われる。

次に、「犬追物射手具足スヘキ次第」は上巻中の第三項目である。「騎射秘抄」と「犬追物日記」とは単独の伝書なので、第三項目に当たる「射手具足スヘキ次第」も本来もと単独の伝書に基づくものであろう。同名もしくは類名を持つ単独伝書には、元長伝の「犬追物射手可具足事」（宮内庁書陵部）や「犬追物射手可具足次第」（伊勢貞丈校、同）や、「犬追物時射手具足」（同）や、「犬追物之時射手具足之事」（内閣文庫・蓬左文庫）などがある。「犬追物騎射秘抄」（蓬左文庫）は「騎射秘抄」その他の伝書によって編集されたもので、「犬追物秘伝之書」にはほぼ近い項目を持つ伝書であるが、これでは「犬追物初心之者可心得」の見出しになっている。同名の単独伝書は永青文庫に数部ある。「初心之者可心得事」の伝書名の方が古いのではなからうかとも思われる。

次に延宝献上本の「犬追物秘伝之書 中」に所収の伝書は、「犬追物初心之射手可心得次第」で、初心者に対する解説書の一つである。これは「犬追物初心者可心得書」（小笠原家伝）と同系統のもので、京都家の伝書とすべきものであろう。ただ京都家のうち、誰の創案になるものか、となると、現在の私の調査の段階では明らかでない。京都家系の多くの伝書はいわばかなりの専門家に対する伝書といった趣の物が多く、特に初心者向けを標榜する伝書は名だたる人の伝書一覧の中には見出せない。私の手控では、類似の題名を持つ伝書には、「犬追物初心射手可相嗜条々」（室町時代、彰孝館、武田家伝来）・「犬追物射手初心覚悟条々」（伊勢貞親）があるし、関連の書に、「犬追物初心抄」（多賀高忠）・「犬追物初心記」（伊勢家伝）・「犬追物初心書」（不明）などがある。それらの伝書で、武田家（若州武田家）・伊勢貞親・多賀高忠らはいずれも京都家の門弟で、それらは広義の京都家系の伝承者に入れるべきものである。伊勢貞親と多賀高忠とは同じく八代將軍義政の頃の人で持清の門弟である。もし右の伝書が、「犬追物初心之者

可心得書」とどのような関係にあるか、などとの関係をも含めて初心者用の伝書の成立という、犬追物研究史の上で興味ある問題を提起することになるであろう。おそらくそれは犬追物という競技が、従来より遥かに広い層に拡大しようという傾向にあったことを意味するものであったろう。伊勢貞親は応仁の乱を巻き起してあわてて近江の国へ逃亡した当の本人であり、多賀高忠は身は近江の国の半国守護京極家の被官でありながら、応仁の乱では東軍側の最大の実力者であった。乱中のつれづれに犬追物がもよおされたことは初めに述べたが、東軍側には多賀高忠のほか若州武田家の武田信光らの京都家の門弟の一団がいて、戦力の中心になっていたこと、そこで犬追物の催しのあることは地方出の武士の興味を大いにそそったであろうことが考えられ、それが初心者用の伝書の創案の動機になったかも知れないと考えられる。応仁の乱は都市文化の地方伝播に重要な職務を担ったが、その中に各種の武家故実があり、その一つに犬追物関係があったと考えてみたいわけである。そのことは単なる推定ではない。地方の有力者を対象にした伝書が多く現存するし、たとえば「山名家犬追物記」などと独自の家伝を装う伝書が行なわれているが、実はそれが京都家の伝書を換骨奪胎したものであることも衆知のことである。これらは京都文化を取り入れた地方文化が、その独自性を借称したものにすぎないのである。なお「犬追物初心之者可心得事」は「犬追物騎射秘抄」(蓬左文庫・小笠原流伝書)に納められている。

次に延宝献上本の「犬追物秘伝書 下」の構成である。それは五項目より成るが、そのうち第二・第三・第四の三項目は後述するように「犬追物検見記」より書き抜いた項目である。第一と第五との二項目は単独の伝書、もしくは複数の項目を持つ伝書よりの抜き取りに基づくものであろうと思われる。この二項目の原典については、目下の所は明確に示していない。このうち、「犬追物検見条々」「二騎検見之事」「犬追物介副之事」は「犬追物騎射秘抄」(蓬左文庫・小笠原流伝書)に納められてある。

まず第一項目の「犬追物矢代打振之次第」であるが、私の調査では同名の単元的伝書は現存しない。あるいは同一

内容のものかと思われるものに、「矢代之巻」・「矢代闘手扣法式」がある。ただそれらと本伝書の第一項目との相互関係については、まだ調査を行っていない。矢代振りというのはこの方法である。犬追物では射手が十二騎出場し、六騎ずつ二組に分れる。その手組は事前に決定するのが常であるが、時には事前に決定しないで、当日馬場で各自の矢代を振ってそれで手組を決めることがある。それを矢代振といい、その方式の順序を述べたものが「矢代打振之次第」ということになる。これに関係する伝書に右に挙げたものがあるが、他の犬追物の伝書の一部分にこれに関して述べたものがあるかどうか、本伝書のそれはどれに基づいたものかについては、まだ精しく調査していない。

次に、以下の「犬追物検見条々、二騎検見之事、射手検見之事」の三項目は、満長伝の「犬追物検見条々」に同じい。「統群書類従」では外題を「犬追物検見記」とし、その本文を右の三つの見出しのもとに三分類してある。それは書陵部の伊勢貞丈の校合本に基づくものであるが、次の奥書を持っている。

右此検見条々者。多賀豊後守高忠。壬生之官江相伝之物也。然元治以自筆書写畢。槪判形之正本也。聊不可有外見者也。

右同寺之書也 貞丈云。同寺トハ右ノ木ヲハ八幡寺橋本坊ニテ書シ也。是又同寺ニテ書ト云事也

なお「統群書類従」本は、このあとに更に「検見故実可覚悟条々」の項を持ち、最後に応永二五年八月十六日興元の奥書などを併せ持っている。延宝献上本のばあい、その「検見故実可覚悟条々」を持たないのは延宝献上本の原典がそのような形式であったためなのか、それともその原典では「統群書類従」本と同様にその項目を加えて四項目よりなるものであったのに、本伝書編集の際にその第四項目を除いたものなのか、それらのことは判明しない。ただ目下の所、その「統群書類従」本のもとになった多賀高忠の相伝本の本文に若干の疑問があるかと考えている。それは「統群書類従」本のうち、「犬追物検見条々」の項で、同本に「一本是ヨリ以下下ノ巻トス」と細字で註記のある前後に、同本には異同がある。即ち上巻の最後の小項目の説明に増補があり、その増補の部分で文脈が混乱している。

また下巻では巻首の六小項目が脱落している。実は上巻末の増補分は下巻首の脱落項中の本文が混乱しながら上巻末にまぎれこんだものである。また「射手検見事」の項目では、「統群書類従」本に、その一小項目中の本文の末尾に増補があり、それにひき続いて五小項目の増補がある。それらの増補の部分は、「検見条々」の項で欠落しているものである。おそらく「統群書類従」本のもとになった伝書で、その伝書中のある種の部分がとじ誤りを起したためそのような現象が生じたものと思われる。「統群書類従」本の本文はよくないものである。

さてこの「検見故実可覚悟条々」の項について、同名の単元的伝書に応永二五年付細川満元伝の伝書が旧浅野図書館にあったが、戦災で焼失。また内閣文庫の「真犬追物並弓之記」中にその書名が見える。これと延宝献上本との本文関係については、まだ調査を行っていない。しかし単元的伝書の存在が知られるところから、延宝献上本の本文は、おそらく京都家伝の伝書に基づいたものと思われる。

「秘伝之書 下」にももう一項目「犬追物カインヘノ事」というのがある。類名を持つ単元的伝書に「犬追物介添之書」(伊勢家伝)・「介副類」(内閣文庫)・「類聚犬追物」所収)があり、これらはほぼ同源の伝書かと思われる。伝系からも京都家系であろうと思われるが、細部については調査を行っていない。「秘伝之書」の第五項目が私の推測のように京都家系の単元的伝書に由来するものであるとするなら、この伝書も単元的伝書なので、その成立は比較的新しいものであるべく、したがって「秘伝之書」も全体的には新しいということになるであろう。

以上の外に、小笠原流の犬追物にとって最も由緒ある文献として、「御軸物」の中に小笠原貞宗著とされる「犬追物目安」が選ばれている。それは犬追物廃止論が出されたとき、反対説として本書を小笠原貞宗が後醍醐帝に上申したという流派内伝説に立つ文献なので、当流にとっては不可欠の文献というべきもので、採録は当然とすべきなのである。

以上の分析はきわめて不備で、曖昧で、多くの点に未解決なことを残しているが、それなりに概括すれば、延宝献

上本の犬追物の部は、「犬追物之書」「犬追物之次第」「犬追物秘伝之書」の三部作によって構成され、編者が犬追物についても他部門と同様に組織的に解説しようとする意図を持っていたことが理解される。延宝献上本は、全体的構成法では弓術・諸礼・馬術の三者に体系的に分類したし、更に弓術部門は歩射・騎射・総論に三分類したし、更に騎射も三つ物によって三分類し、更にまた犬追物も右の三部作により三分類するという方法を取っているわけである。その三部作では「犬追物之書」が総論に当たり、「犬追物之次第」が各論中の重要事項の解説に当たり、その裏付けに「犬追物秘伝之書」が小笠原流の秘伝書の中の重要なものを挙げるという方法を取ったものと理解される。

それらの伝書の中で、平兵衛家による独自の研究開発としてどれを指摘できるか、となると、確言的に言えるものに乏しい。「犬追物之次第」など諸種の伝書に基づいて、旅行用という用途のために一書を編集したのは、平兵衛家の人であったかも知れないとも思われる。しかしまた一方では、近世には犬追物の検見や指導のために地方に出張するという機会に乏しかったであろうとも考えられる。とすれば、その一書の成立はそのような機会により多くめぐまれた中世のことであるべく、平兵衛家の仕事はそれら既存の伝書を一定の方針に基づいて体系的に編成したという点のみに認められるとすべきであろう。

およそ犬追物研究史ということを考えてみるに、その最も初歩の段階としては、ある種の意図のもとに（たとえば旅行用とか初心者用とかに充てるため）、既存の伝書を編集して一書を作成するという段階が考えられる。それは個々の項目に関する事柄を深化したり細分化したりあるいは理論づけたりするという点で高度化するものではない。別の意図でそれらを使用するために、単に横すべりをさせるだけのことである。次に、これよりやや高度の研究段階にあるものとしてこのようなものを考えることができよう。即ちある新しい意図のために、縄暖簾式に多数列举する項目の中から重要なものとそうでないものを取捨選択したり、異なる複数の伝書の中から必要な項目のみを抜き出して一つの伝書を編集したり、更にそれらを一つの理念に基づき一つの体系に分類し編成したりするという作業が考えら

れる。平兵衛家の延宝献上本は、そのような段階における一つの作業と認めることができるであろう。その段階では平兵衛家は京都家による非常に多くの恩恵を受けていると言わねばならぬであろう。しかしその段階で、平兵衛家は京都家理念を超越しているのだと思われる。というのは、おそらく京都家ではその犬追物の伝書の体系的整理ということは考えていなかったと思われるからである。ところが、平兵衛家には延宝献上本の時点においてすでに体系的処理という考え方があったし、以後それを発展させていく。平兵衛家の武家礼式の体系はこの後「窮法明伝極秘伝抄」の体系に発展し、更に「窮法礼誼抄」にと展開する。そのような展開の萌芽はすでに延宝献上本の分類法の中に認められるのである。

(4) 「窮法明伝極秘伝抄」と犬追物

延宝献上本の諸礼物の中に「万言様之事」という伝書がある。言葉の作法について述べたものであるが、その内容からして京都家の著述になるものであろう、と考えている。それは犬追物関係の伝書と同様に、おそらく中世末に平兵衛家の経直が京都家から伝授され、それで延宝献上本の体系に納められることになったのであろう、と思われる。

「万言様之事」はその内容からして中世の京都における武家貴族の言語生活に即応して著述されたものと思われる、近世の武家の言語生活にはふさわしくない記述が数多く見られる。近世の武家にふさわしくない内容を含むにもかかわらず、そのような伝書が延宝献上本に納められたのは、延宝献上本が家伝の古伝書を献上するものという意図で編集されたためであろうと思われる、その編集意図の限りでは当世的であろうとなかろうとそれは問題外であったに違いない。しかしもし当世風な伝書を編集するという方針が設定されれば、この伝書はそのままでは存在不可能で、多くの点で当然改変を受けねばならない。事実、のち「窮法明伝極秘伝抄」による新理念とそれに基づく新伝書の編成が意図されたとき、「万言様之事」は大きく改編され、伝書名も「言語令」と改められて再出発する。

その時、同様の要請に応じて延宝献上本の他の伝書も同じく改編した。この時伝書の体系を大きく改定し、面目を一新した。既述のように延宝献上本は五〇冊一二軸よりなり、これを弓礼・諸礼・馬礼の三礼に分類し、それらの内

部を更に再分類・再々分類とするという方法を採用した。それらの中では、近世の半頃ともなると、弓礼・馬礼のように武家故実としての意義がほとんど消滅し単に武家の教養としての意義だけが残存するというものがあり、また延宝献上本の当時にはさして重要視されなかったけれども、時を経るにつれて諸礼としての重要度を加えたものも多く生じた。そこで不要とするものを削除し、必要とするものを加えて新しく伝書を再編成したわけである。また延宝献上本の段階では、それらの諸伝書を貫く理念ともいべきものについては特に記録に残存しないようであるが、新しく編成した伝書体系ではそれらを一貫する礼法理念も確立された。そのような新しい礼法理念や伝書体系についてもっぱら論じるものとして、新しく「窮法明伝極秘伝抄」が著作された。このようなことは武家礼式の研究史の上ではかつてなかったものであり、その意味で平兵衛家のこの態勢は全く革新的であるといべきである。

この新しい体系は、常令が二一綱目、常令外が五綱目、合計二六綱目に分かれ、それぞれ「隠質令」「言語令」などと「——令」という統一的名称を与えられた。「——令」という命名を与えられた契機は、延宝献上本にあった「陶器令」の拡張であったかと思われる。この新しい体系では一令が一伝書というものが多く、それが通例であるといつてよいほどであるが、それが統一の方針であったのではなく、伝書の内容量・取扱い範囲などとの関係からたまたまそうなったままで、体系設立者は、一令を伝書体系の一領域とするのみという意図であったものと思われる。たとえば「書令号簡令五卷アリ」とし、「射令」や「軍令」に数十巻あるところから、そのことが考えられる。即ち、「——令」は武家礼式の体系中の一綱目に与えた名称であり、一令一伝書のばあいは、たまたまそれがその伝書に与えた名称にもなったものである、ということになる。

その「射令」についてはこのように述べている。

射令 犬追物笠掛流鐺馬 步射等数十卷アリ

つまり本体系では、犬追物は「射令」に含まれ、これには従来からの多数の伝書が伝えられているということであ

る。「言語令」は一令が一伝書なので、延宝献上本中の「万言様之事」を改編した伝書「言語令」がそこにある。しかし犬追物は一令一伝書というわけではないので、綱目名としては「射令」で統一されるが、実際には「射令」という名の伝書はなく、また犬追物関係の伝書は諸礼物の伝書のように時代の要請に合わせて改編するという必要もないので、旧来の伝書名を付けた旧来の伝書がほぼそのまま継承されたものと思われる。そのように、新しく出来た「窮法明伝極秘伝抄」の体系では、「一令」という統一名称を持つ伝書と、従来どおりの伝書名を継承する伝書との二種類ができたと考えられる。犬追物関係の伝書は、後者に属する。

(カ) 「窮法礼誼抄」と犬追物

「言語令」について再調査したとき、私がそれ以前に報告した「言語令」とは異なるもう一種類の「言語令」のあることに気づいた。<sup>2)</sup> 「言語令」には、同名であり、しかも表現その他を異にする二種類のものがあったわけである。新しい「言語令」は古い「言語令」を更に入念に改編したものである。新しい「言語令」は「窮法礼誼抄」に所載してあるが、この「窮法礼誼抄」は伝書集で、新しい「言語令」と同様に新しい各種伝書を集めたものである。即ち古い「言語令」は「窮法明伝極秘伝抄」に基づく伝書であったが、新しい「言語令」はそれとは異なる新しい理念のもとに作られた新しい体系に属する伝書である。ただ新しい理念と新しい体系とを解説するもので、古い理念と古い体系とを解説する「窮法明伝極秘伝抄」に相当する伝書は編集されたかも知れないが、目下のところその伝書の名と所在とを知らない。

新しい「言語令」を含む体系によって、平兵衛家の伝書体系は少なくとも合わせて三回の改編を経たことになる。即ち、第一回の体系は延宝献上本の体系であり、第二回の体系は「窮法明伝極秘伝抄」の体系であり、第三回の体系は「窮法礼誼抄」の諸伝書を抱合する体系である。第一回の体系では、各種の伝書は残っているが、それを貫く理念とか体系とかを論じる伝書があったか、明らかでない。第二回の体系では、礼法上の理念とそれに基づく伝書体系とを論

じる伝書として「窮法明伝極秘伝抄」があるし、それに由来する各種伝書が残存する。第三回の体系では、礼法上の理念と体系とを論じる伝書の存在は明らかでないが、それに由来する各種伝書を集めた「窮法礼誼抄」は残存する。

ところで、各種伝書の内容についてである。「言語令」などの伝書を調査したところでは、新しい伝書は記述の細目ができるだけ統一的に組織的に充実しようという意図は認められるが、そのため記述内容がきわめて煩瑣になり饒舌になった点は認められるが、本質的な改変というべきものはほとんどなく、蓬左文庫に端本とも言うべきものが一部伝わるのみであるが、その項目を書いた「礼誼条目抄」は蓬左文庫にあり家蔵書もある。いずれも完全でなく、全容を知るには未だしの感がある。

前項で、「窮法明伝極秘伝抄」の体系では、犬追物は「射令」という綱目に所属させることを述べた。また「射令」という名の伝書はなく、犬追物関係の伝書は改編されることもなく旧のまま伝承されたのであろうとも述べた。それらのことは、おそらくこの「窮法礼誼抄」の属する伝書体系においても同様であつたろうと思われる。ただ犬追物関係についても、あらためてこれを研究しようという風潮は生じていた。それは正保四年の島津家の犬追物の興行を初め、折おり犬追物の興行が行われたし、そのことは武家故実として犬追物研究とは表裏をなす出来事であるし、またそのようなことの興行されるたびに平兵衛家にもお呼びがかかることが多かったはずである。お呼びがなくても、それはひとごとではなく、無関心にすまされることではなかった。そのようなことから、犬追物関係の伝書についての研究はなされたようである。それは蓬左文庫に現存する平兵衛家系の伝書によって確認することができる。

(※) 延宝献上本以後の犬追物の伝書

平兵衛家の三回にわたる伝書体系の変遷の中で、伝書の書名の知れるのは第一回の延宝献上本の伝書だけである。第二回と第三回との体系では、「射令」の中に含まれた伝書にどれほどの部数があり、それらがどのような伝書名を

持つものであったか明らかでない。それで延宝献上本以外の伝書名を持つものについては、それらがいつから平兵衛家の伝書に加わったかなどのはほとんど明らかではない。それらの中には、早くから経直らが京都家や総領家の伝授を受けていながら、たまたま延宝献上本の体系に組入れなかったものもあるであろう。もちろん延宝献上本の中の諸伝書についての研究書もあろう。またのちに平兵衛家の人が入手したり編著したりしたものもあるろう。それらの個々の伝書の持つ家庭的事情については、平兵衛家の伝承を知らない我われには明らかにできないことも多い。そのことを含みとしながら、平兵衛家の戸籍に登録されている犬追物関係書の書名を挙げておく。

平兵衛家の伝書の書目には、名古屋市教育委員会編朝岡国軌ら筆「御書物目録」（蓬左文庫）・「小笠原伝書目録」（蓬左文庫）・編者不明「御書物目録」（岩手県立図書館・新戸部文庫）などがある。初めの「御書物目録」は朝岡国輔・国軌らが尾州公の命で赤沢家に入門し、その宗家本の伝書を書写したときの目録で、これには伝書名・冊数などのほか書写した年号冊数を記録してある。次ぎの「小笠原流伝書目録」はその時書写した諸伝書の現存するものを中心にした伝書目録である。これらは平兵衛家の宗家の伝書を書写した旨の奥書をそれぞれ持っているが、宗家本の実体を知ることのできる書としてこれらはきわめて重要な意味を持つものである。宗家本の書写本はこれらのほかにも相当あるが、いずれも各所に若干が散在するもので、これほど多数集在するものはほとんどない。尊経閣文庫の「小笠原伝書」（七九卷五八冊）が平衛家本であれば、蓬左文庫本以外で多数集在するものの最高ということになるかも知れない。新戸部文庫の「御書物目録」も所載書物の主たるものは平兵衛家の伝書であるが、中に若干身許の知れぬ伝書も混入していて、完全に平兵衛家のみのものであるかどうか明らかでない。これは巻末に近い所に次のように書き添えてある。

明治廿二年 月 朝廷江献上之 但東京上野博物江相納メ申度旨演説ニテ岩手県知事石井省三郎江申出ル也願書  
写別紙ニ有之

つまり宮中への献上を申請し上野の博物館に納める予定とするもので、これが実現したのであるならその伝書は国立東京博物館に在籍するはずである。ただし博物館の附属図書館は数年前に新築し、その後一般の閲覧を許可するかどうかも未定のためか、我ら研究者には爾後永く鎖国状態にある。そのほか小笠原家の東北系の一族で一時他姓を名乗ったものに女鹿氏があり、これは本来総領家の長堅の子孫であり、総領家の長時らが一時会津に身を寄せて以来東北に残留した家筋の者である。ところが総領家系の礼法は忘却したものとごとく、のちその習得を思いたつて平兵衛家に入門した。その間のことは「徳川家驛方小笠原家被往復ニ付書留」(岩手県立図書館)によって知られる。女鹿家の伝書は、その痕跡ともいうべき若干が岩手県立図書館に残存するが、多くは散逸してしまっている。東北地方でなら将来発見することができるかも知れない。

「御書物目録」(蓬左文庫)に載せる犬追物関係の伝書は次のごとくである。

射御犬追物 一冊 安永九子年 犬追物 四冊 天明二寅年 犬追物之書 一冊 文政十二丑年

犬追物全書 六冊 文政十三寅年 犬追物目安 一冊 天保九戌年 犬追物 一冊 弘化三年午年

犬追物秘伝之書 三冊 弘化四未年 犬追物秘説之伝 一冊 弘化四未年

右の伝書のうち、「犬追物之書 一冊 文政十二丑年」だけが「小笠原流伝書目録」(蓬左文庫)に欠けていて、他は全部現存する。また同目録の「射御犬追物」は右の「犬追物之書」と同内容である。宗家本からすでにそうなっていたかは明らかでない。なお「犬追物 四冊」は現存本では「犬追物之書」となっている。

「犬追物 一冊 弘化三年午年」は、弘化三年朝岡国軌の署名があり、「小笠原流伝書目録」にも単に「犬追物」とされているけれども、これは延宝献上本の現存本、即ち内閣文庫の「小笠原礼書」の「犬追物之書」と同内容である。「犬追物秘伝之書」は延宝献上本の「犬追物秘伝之書」と同一内容の伝書である。また「犬追物目安」も延宝献上本に等しい。即ち蓬左文庫の「小笠原流伝書」には、延宝献上本四種のうち、「犬追物之書」「犬追物秘伝之書」「犬

「追目安」の三種が現存し、「犬追物次第」を欠く。その代りに、「犬追物之書」「犬追物全書」「犬追物騎射秘抄」「犬追物秘説之伝」を新しく加えている。なお「射御犬追物」は延宝献上本の「犬追物之書」に等しい。もっともこのうち「犬追物騎射秘抄」は「騎射秘抄」その他の伝書に基づいて編集したもので、項目名の相違すること、項目の重複するもののあることを除けば、他は同じ。「犬追物之書」は室町時代の伝書、「犬追物全書」は延宝本の「犬追物之書」と「犬追物秘伝之書 下」との研究書であり、「犬追物秘説之伝」は各種秘説をとりまとめたものである。

これらの伝書のうち「犬追物 四冊」には次のような署名がある。

第一冊・第三冊 文明築藤花朝上旬 垣屋駿河守入道聖忠判 右衛門督殿進上

第二冊・第四冊 明応四乙滝茂曆十月十六日 垣屋新五郎豊成花押

即ち垣屋家の二人の書写による伝書である。ともに書写されたのは室町時代に属するが、垣屋氏が小笠原家と、時代的には京都小笠原家とどのような関係にあったなどは明らかでない。それがどのような経路で平兵衛家の伝書に納まったかも明らかでない。室町時代に書写された伝書でありながら、延宝献上本には納められなかった伝書である。その内容を見出して示せば

第一冊。―大繩之事、小繩事、馬場之事、傍示事、棧敷事、日記付同再拜役事、再拜之事、諏方聞事、押分事、

犬追物口出之事、犬追物一手三口出事、犬追物手間事、犬追物次手事、犬追物手与事、九騎犬追物手与事、

射手少くして不参を可書在所之事、犬の矢所事

第二冊。―射手検見次第、鞭事、射手検見矢代事、棧敷前にて振矢代事、繩きわ矢代次第事、検見出立次第事、

検見傍示内参入事

第三冊。―検見出立並馬場参入事、射手出立並馬場参入事、喚次事、検見繩へうちよる次第、内検見繩へ馬を打

入次第、犬追者つむぎ検見誓文次第事、矢を付時人の名字を言次第事、検見可意得事、検見矢を沙汰する次第、矢を

沙汰し終て後吉矢を取事、鞭を進事、弓遠近事、三落箭遠近事、矢ならひて矢の間しかと落たる遠近事、遠近に落替ると言事、十文字事、弓手馬手矢の間の遠十文字事、同方に二落矢日跡遠落時事、弓鉾同にても十文字

打矢事、内検見よひ次三人時、外検見馬立前事  
 第四冊。―射手条之事、曳め巾事、鞭之事、射手出立事、射手可心得事、射手之可心得事、犬矢所之事

この第一冊は、総論的なもので、設備や競技の進行上の必要事項について概説したもの。第二冊は、射手の手組を決める矢代のことと検見の出場のことを述べたもの。第三冊は、検見と喚次との登場について、検見の審判上の必要事項を解説したもの。第四冊は、射手に関する事項を解説したもの。この第四冊には、「犬矢所之事」その他第一冊と重複する項目がある。もとこの四冊は、垣屋聖忠書写と思われる第一冊・第三冊と、垣屋豊成書写と思われる第二冊・第四冊とより成り、もとは大高流五巻の伝書とされたりして問題点の多い伝書である。精しい検討は省略したが、犬追物の概論の研究のために書写されたものであろうかと思われる。

「犬追物全書」六巻は延宝本の「犬追物之書」と「犬追物秘伝之書 下」との研究書である。即ち、まず「犬追物之書」などの本文を挙げ、次ぎにそれについて解説を加えてある。おそらく門弟に対する講義のための教授参考資料として著作されたのであろう。その内容は次のごとくである。

犬追物一之目録 起源。馬場之法量。射手並役人之数。同出立之次第。道具調法。

犬追物二之目録 犬言葉。出場之次第。入場之次第。射様之次第。

犬追物三之目録 射様之意得。退場之次第。矢之次第。

犬追物四之目録 検見之次第

犬追物五之目録 二騎検見。射手検見。矢落批判。

犬追物六之目録 矢ノ沙汰ノ事。沙汰ノ七品并引見尻見ル事。鞭ニテ矢ノ寸法ヲ取事。射手之日記。八廻ノ日

記。口伝之日記。

次に「犬追物秘説之伝」も同様に教授参考資料として編集されたものと思われ、その項目は次のごとくである。  
犬追物秘説

矢ヲ沙汰スル事本書無之、検見矢ノ善悪ヲ正ク心ユル事、矢ヲ沙汰スル事、  
犬追物騎射之大事

犬之走ニ付射様有之事。

蓬左文庫の「小笠原流伝書」に見られる平兵衛家の犬追物研究は以上のごとくである。

「御書物目録」(岩手県立図書館)には「犬追物並弓始奉射日記 壹冊」とあるのみで、きわめて少ない。その「犬追物」もどのような内容のものであったか明らかでない。

平戸の松浦史料博物館には藩主が小笠原流の伝授を受けた伝書が多数残っている。その小笠原流とされているものには、京都家系の資料、総領家系もしくは庶流系資料、平兵衛家系資料と各種雑居している。仰そのうちの雄香公伝書、(乙)小笠原流並諸家伝書、(丙)小笠原流伝書類として区別されているものの中に、平兵衛家系と思われる伝書がある。

(仰)犬追物秘伝書 上中下三冊 犬追物日記 一冊 (王子犬追物場並御棧敷図 二枚)

(犬追物射法覚 一通) 目安 一卷

(乙) (犬追物聞書 一枚) 犬追物之次第 一冊 (犬追物聞尽 二冊) (犬追物日記 一冊)

犬追物秘伝書 上中下三冊 (薩州犬追物場取図 一枚)

(丙) (射手方文字 一冊) 犬追物事 一冊 (犬追物聞書 一冊)

これらの伝書については確認済のものもあり未確認のものもある。括弧に入れたのは、平兵衛家の伝授によるもの

とは思われるが、延宝本や「御書物目録」の類に見えないので、一応疑いを存したものである。これらの伝書の中(甲)は藩公の伝書を一括したもので、全て平兵衛家伝と考えてよいが、(乙)(丙)はほぼ同一人の伝書を集めたものではあるが、細部にわたって確認してないので、今後の宿題に残したわけである。

以上のほかでは、同一機関に叢書的にまとめられた伝書を今は知らない。単発的な伝書として気付いたものでは、内閣文庫に「犬追物之書」(浅草文庫旧蔵)がある。これは延宝献上本の「犬追物之書」についてのきわめて精緻な研究書である。まず延宝献上本の本文を挙げ、本文中の重要な語句等について関連伝書の解説を引用したり注釈者の所説を交えたり関連事項の解説を補ったりしながら当該事項について行き届いた註解を行なうものである。引用する伝書は「真伝・真伝奥儀・要伝」の三伝書を中心とし、ほかに「高忠力伝書曰」「或書曰」「又一説曰」として記述するものもある。「真伝」等の三伝書は、おそらく「犬追物」の語を冠して「犬追物真伝」などと称したものと思われるが、管見ではその種の伝書は現存しない。高忠は応仁の乱に東軍側で実力ナンバーワンとして活躍した者、京極家の被官、京都小笠原家の門家である。また本伝書の成立期に関する記述はないが、本文中に「近來王子ニテ島津家興行ノ犬追物」として正保四年の犬追物興行のことを述べたものがある。編者に関連するものとしては、犬追物の起りについての諸説を挙げた中などに、「是当家ニ用ルノ伝ナリ」などと平兵衛家の所説である旨を強調する数箇所の見られるところからして、平兵衛家の誰かが編集したものであらうと思われる。

(ウ) 平兵衛家伝書における犬詞関係伝書

既述のように、犬追物関係書の中で、犬追物に関する言語指導を試みたものには、文字指導に関するもの、言語の作法に関するもの、術語の指導に関するものの三種が挙げられる。文字指導の必要性については、中古の武人一般に書記能力の劣悪であったため表記指導を行う必要があったという現実的要請もさることながら、一面中世人の俗信的風土のため、表記のもたらす呪術的実現に対する恐れからもめでたい表記を選ぶ必要があったためと考えられる。そ

れらのもろもろの要請から、文字指導が行なわれたものかと考えられる。言葉の作法は競技の進行上の必要から生じたもので、現代の水泳競技において定まったスタート用語のあるようなものである。中世は故実と礼儀とを重んじた時代ので、競技の開始に当たって、検見のどのような言葉で犬を放すか、射手が犬を射当てたとき、検見がどのような言葉で射手の考える矢所を問いそれを検見の認定と照応させてその合否を決定するか、などといったことが定められている。競技の円満な進行をはかるために、次第に確立されていった作法であると考えられる。これを、競技としての犬追物に伴う術語という意味での犬詞の中に入れるかどうかには問題がある。しかし「犬追物之書」ではこれをも犬詞の中に含めている。今はそれに従ってこれを犬詞の中に入れておこうと思う。

術語については、犬追物伝書の最古のものの一つと思われる「騎射秘抄」に、すでに弓手おしもじり・めてぎれなどの解説が見られる。それはこの種の術語が検見にとって基本的要語であるばかりでなく、審判上の用語規定に関する事項は競技者の命運を左右するほどの重要性を持つため、とかく論議の対象になりがちなためである。そのため、常に権威ある者による用語規定が要請されてきているわけである。そのような現実的な要請も背景にあって、犬追物の諸伝書では次第に術語解説が量的に多きを加える傾向にあったが、遂に術語集の成立を見るに至ったわけである。ただそれが具体的にはどのような形態に始まったか、たとえばどの伝書では一伝書中の小項目であったものが、どの伝書の段階になって単元的伝書として独立したか、などのことまでは十分には明らかになっていない。

右の条件の上に立って、平兵衛家の犬追物関係の伝書の中で、犬追物に関して言語指導を行ったものとしては次ぎのものが挙げられる。

- (1) 射様並犬言葉之事（延宝献上本・「犬追物之書」）
- (2) 犬追物言葉品々之事（延宝献上本・「犬追物之次第」）
- (3) 犬言葉（「御書物目録」の「犬追物全書」）

(1)は競技中の言語の作法に関するものである。それは内閣文庫の「小笠原礼書」(延宝献上本)の「犬追物之書」に納められてある。同一本としては、管見の範囲では蓬左文庫の「小笠原流伝書目録」中の「犬追物」と「射御犬追物」とがある。「犬追物之書」という書名を持つ伝書は十指に近い。それらのうち若干は調査を行なったが、なお未調査のものがある。それらの中のあるものには本書と同内容のものがあるかも知れない。もちろん伝書名の異なるものの中にもそれのある可能性も含まれる。(2)は同じく内閣文庫の延宝献上本の「犬追物之次第」の中に納められてある。

延宝献上本では、内題を「犬追物之時言葉遺之事」とする。本伝書に相当するものは蓬左文庫にはない。本伝書は三種の伝書より編集されたものかと思われるが、その第一の伝書が「犬追物之事、同作法之事・同言葉品々之事」であったかと思われるが、平戸の松浦史料博物館蔵本では伝書名が「犬追物事」となっている。したがって、あるいは同一伝書名を持つものの中にこれと同一内容のものがまだあるかも知れない。それらについてはまだ十分調査を行っていない。(3)の「犬追物全書」と同一伝書名を持つものは約十部ある。半数は明らかに別物であるが、残る半数については調査していない。以上の三種につき、(1)と(2)は内閣文庫本、(3)は蓬左文庫本について活字化した。(1)と(2)は他本も参照した。

註

- (1) 石毛忠氏・「室町幕府の政治思想」(「日本思想史講座」第二卷「中世の思想」)所収。藤直幹氏・「中世文化研究」。
- (2) 島田・小笠原流諸派の言語関係伝書についての試論——「言語令」は小笠原貞宗の著ではない——(島田英雄先生退官記念論文集)。
- (3) 註(2)参照。
- (4) 永島福太郎氏・「中世の民衆と文化」、その他。
- (5) 「小笠原御家流大目録」(静嘉堂文庫)の「五番故実書」に伝書名が載る。
- (6) 「日本の歴史一〇」(中公文庫)の筆者永原慶二氏は、応仁の乱に際して諸大名がなぜ東軍または西軍に組したのか、またなぜそのように参戦せざるをえなかったのか、という点になると明確な答をだすことはむづかしい、さほど積極的な理由

は見当らないからである、とされた。しかし志仁の乱は伊勢貞親の札断のために始められた戦闘であり、貞親はいち早く近江に遁走したが、その時備前守小笠原政清も同行した。東軍側の中心に多賀高忠や武田信賢らがあり、実質的戦闘中心者となった。貞親・高忠・信賢らはいずれも京都小笠原家の政清の弟子であり、東軍の大將細川家と小笠原家との関係も密である。即ち東軍の団結は決して偶然的なものではありえない。京都小笠原家を軸にした礼法上の結び付を契機にしたものである。そのことを契機にして、政治的にも強く連繫しあっていたものと思われる。

## (7) 註(2)参照。

## (一) 射様並犬言葉之事 (犬追物之書)

一犬内傍示ヲ走り出ルヲ大前四人ノ射手射之射当レハ検見ヒカヘヨト言葉ヲカケ矢所ヲキク 当ラサレハ検見射テヲケト  
 言 其時大前四人ノ射手走り出ル犬ヲ追馬場ノ内ヲ一參ニ乗犬ノ走ルニツレテ堅横無礙ニ射之 検見モ射手ノ跡ニ付テ  
 三杖モ五杖モ引下テ走ラカス也 口付ハ走廻リテ藁目ヲ取也  
 一当リタル時検見ヒカヘヨトイヘハ射手弓ヲヨコタヘサシ上検見ニ乗近キ三杖程隔テ譬ハ矢所ハト言 弓手ノ矢仕候ト言  
 弓手ハト又問コヒチノカ、リト言テ犬追足ニテ傍示ヘ乗寄如レ前馬ヲ立ルナリ 射当サル三騎モ不レ携犬追足ニテ傍示ヘ着也 喚次モ猫足ニテ乗出シ検見ニ対シ射手ノ名字官途ヲ聞乗返シ帳付ニ向ヒ手綱ヲ納メ名字官途ヲ高ク喚ナリ 検見殿文字ヲ付テ言ハ喚次モ其分タルヘシ 先年 公方様御前ニテハ初一度下馬シテ名字官途ヲ言ケル時帳付言ク重テハ乗ナカラ可申<sup>可レ</sup>令ニ赦免ト云々 此時幣ヲフル也 扱如レ許乗ナラシヒカユルナリ 幾度モ如レ斯

一上手射納候時中手一組上手ノ跡ヘ乗ヨセヒカユル也 上手ハ中手ノ跡ヘ替ルナリ 検見喚次替ル時ハ如レ前ノ様子ニテ替也 中手射納メ候時分下手一組乗寄向ヘヒカユルナリ 中手下手ノ後ヘ立替ルナリ

一内傍示ヲ犬走り出ル時射当タル射手アレハイマタ藁目ヲ不放射手三人藁目ヲ内ノ傍示ヘナゲスツルナリ 検見喚次の作法  
 同前

一内傍示ニテ藁目一ツモ不レ放先ニ外傍示ヘ犬走り出候ヘハ検見ニゲ犬トコトハリ別ノ犬ヲハナセルナリ 様躰同右

一内傍示ニテ射当タル時ハ二杖三杖乗出シ検見ニ対シ矢所ヲ答テ如レ許傍示ヘ乗寄立ルナリ 何レモ猫足ナリ

一内傍示ノ中ニテ答ル矢所ハ弓手ノ矢仕候馬手ノ矢仕候ト答ルナリ

一馬場ニテ走犬ノ矢所ノ事

弓手々々ハ龍毛ノ下 弓手々々ハ推モチリ 弓手々々ハイユキ 弓手々々ハトリケノ事 馬手々々ハヨコナキ 弓手

々々ハハムケノ所 弓手々々ハ塩手ノ本 弓手々々ハミノ  
ヲリ

或書ニ曰矢所繩ニテハ弓手推モチリ馬手ギレ若ハ繩馬手是也

外ニテハ弓手馬手ノスガヒ弓手馬手ギレ是ナリ スガヒ弓  
手ハ譬ヲシモデリテ射タリ共スガヒ弓手ナルヘシ

一馬走りカネ候時馬草臥候策打ト檢見言ヒ之

一犬ツカレテ走りカネ候時犬捨ヨト言ヒ之

一藁目射カケテモ犬ハタラカサランハ矢落候犬ステヨト檢見  
言ヒ之 其時皆々猫足ニテ外傍示へ乗寄馬ヲ立ル也

一内傍示ヲ犬出カネチ、ケハ大後ノ射手藁目ヲ射テ外傍示へ射  
出ス者也

一稽古ノ時繩ニ馬立カネナグル、ヲハ馬ヲ繩ニソヘテ立弓ヲ引  
ヘシ 犬下手ヘ走り出ル時水付ノ下ニテ射ル也 本駒ヲ越テ  
馬手切ニ射ヘシ

同馬ノ頭ノカタヘナキレテ出ル時ハ手綱ヲステ弓ハヲノツカ  
ヲ弓手ニアフ也 手綱ヲハヤクトラザレハ馬ナギレテ犬ニワ  
カレガシラニ成テ悪キ也

一繩ニ能立馬ヲハ規ニ立テ弓手へ出ル犬ヲハウチヲコシテ弓ヲ  
引思フ程下リ繩際ニテ放ツヘシ 矢束ヲ能引矢音タカクタク  
マシク射ヘキ也 ハヅル、矢モ内ニ有様ニ射ヘシ

一射手檢見ヲカフトイフハ弓手ノ鏡ヲケソラシ能引テ内傍示ニ  
テ放チ二ツ目ヲツカヒ外傍示ノ内ニテ放ツ事也 近代射之モ  
ノナシ

一馬場ニテ犬ニヲクレハ策ヲ打ヘシ 犬ノ足ヲソクハ馬ヲスエ

テ犬ヲ先立ヘシ

一弓ヲ引シホリ犬ノ毛ヲ分ルホトニ続テ間近シテ射事當リテモ  
面目ニアラス 況ヤ迎ル、ヲヤ 心得ヘシ 身トヲリナラハ  
サシユルシ馬ヲスエ犬ヲ先立テ射ヘシ 又ワカレ頭ナラハ引  
返シ馬ヲマクリカケテ可射ナリ 開マクリノ事ハ犬ノフルマ  
ヒニヨルヘシ

一矢答ハイニシヘ 御所ノ御時ヨリ無之由言ヘリ 藁目ヲ射テ  
馬ヲ出シ弓手ノカタヘ頸ヲユカメテヲツト言テ馬ヲスユルヲ  
矢答スルト言也

一犬ヲ追スカフ共主人貴人ノ御カタヘ向ヒ矢ヲ放ツ事有ヘカ  
ス 遠慮尤タルヘシ

一犬ニミナシハラヲワケテイルト言事イヌノハラホネノハツシ  
ヨイルヲ言ナリ

一犬ヲハ頭足カウシリヲハ不レ射矢所也

一上古ハ小牛ヲ射シカトモ多死スルニヨリテ犬ヲ射ル 小牛ノ  
射様ハサクリニ乗テ追ヒ之ナリ ナゲ返ス平頸ヲ射ルナリ

是小牛ノ矢所也 犬ハミナシハラヲ本ノ矢所トセリ 小牛追  
セカレテナゲ返ス所イヨキナリ スカフテ射ル事ナシ 犬ヲ  
ハサクリニ乗テ追事ヲカシキ事ニ申ナラヘリ

一三匹勝負ト言事続テ三匹中ルハ勝レタル也 二匹マテ続テ射  
中タルト言共他人ノ矢ノ間ニアラハ不勝也 サレハ三匹ツ、  
ケ射ヘキ事大事也 シラミガキノ犬是ナリ 矢束モ残り犬ノ  
足ナク馬モソクカケヌレハ矢ハヨシト言トモ矢数ニアラス  
此三匹勝負ハ一手ノ犬ノ時シカモ犬ノ数ヲ射ルトキノ事ナ

リ 本儀ニハアラザルナリ

一内々ニテハ柴原ニテノ馬場モ有之ト言リ

一策ヲ打推カケテ引放ツ時ツイ伏テ馬ノ頸ノ下ニ走入ハサシユルシヒラク手綱ニ弓ヲ引テフカ／＼ト落サカリ可レ射ナリ

矢束少モ残レハ検見キテ置ト言レ之

一犬馬手ニアフ時ハ弓ノ本駒馬ノ平頸ヲ越テ射ル也

一馬ノ前ヲ走り渡ルヲハ右ノ手綱ヲツカツテ真十文字ニ渡切所ニテ射ル事モ有レ之

一稽古ノ時譬不中共犬ニ近キ矢遠矢ヲ検見糾レ之事有 光矢ヲレテ犬近キ事有共是ヲハ可レ捨也

一藁目犬ニ中テ後ニ犬走り婦リテ又繩ノ内へ入事アリ 不レ苦能矢也

一犬ノサクリニ付テ跡ニ引矢五寸六寸マテハ可レ賞レ之 七八寸モ過ハ可レ捨ナリ

一先ノ矢ヲ射折事有 射折テ犬ニ中リタルヲハ可レ賞 タフレテ中リタルハ不レ可レ賞 射ヲラレテ中リタルヲモ不レ可レ賞レ之 一藁目ヲ射フル事有 射ワラレタル矢ハ下矢是ヲ可賞 共ニ矢筋能時ノ事也 又先ノ矢連テ引時跡ノ矢能行テ射ワル事アリ

勿論後ノ矢ヲ賞スヘシ

一ニ筋連ル矢ヲハ別羽ト言也 双テ連テ有時矢ノ引初メタル跡ニカウカイヲ立テ弓杖ヲ打テ見テサクリ近キ矢アラハ別羽ニテ能矢ナリ 同程ニ有ハ連ルニテエセ矢也 別羽引ツレ羽引ト言ハ此ノ矢ノ類ナリ 余モ可准之

一藁目ニツ組テアラハ上矢下矢ノカマヒナクサクリ近キ方ヲ

可レ賞レ之

一マロブ跡ノ矢ト言ハサクリニ掛リ又カ、ラザル時サクリニカウカイヲ立テ矢ノ近キサクリヲ弦ヲ渡シ十文字ニヨコニ矢ニカ、レハ能ナリ カ、ラネハエセ矢ナリ 介様ノ時検見馬ヨリ下候時射手ハ乗馬ノマ、居ルナリ

一繩若馬ノ足ナトニカ、リテハタラク事有 ソノ時繩ヲ如レ許ナラシテ矢ノ善惡ヲ糾者也

一能引コマテ放レ其矢不慮ニ犬ニ中ル事アリ 能中リテモ可レ捨也 自然射手ノ近クハ落タラハ取セテ射ル事モ有之

一犬ニ乘矢ノ事ハタラカス後ハ落タランハ子細ニ不レ及 或ハ筈ニテモ若ハ藁目ノカタ成共犬ヨリコナタノ土ニ付テ落ハ能矢ナリ 犬ノアナタヘ筈ニテモ藁目ニテモマツ落テ後皆落タラハ越タル矢ナリ ワロシ 可レ捨也

一繩際ニテモ馬場ニテモマサシク犬不レ走所ヲ射タランハ矢ハ能トモ可レ捨也 是等ヲモエセ矢トイフナリ

一犬ニアマル矢同犬ニソフ矢ワロシ 可レ捨也 是等ハ記ニ不レ及共当世不審ヲナス人有ニヨリ書載也

一大事ノ勝負ノ犬ノ時射手矢所ヲ言違スレハ当リタリ共無力可レ捨也

(二) 犬追物言葉品々之事 犬追物之時言葉遺之事 (犬追物之次第)

一マクリヒラキト言事外ニテノ事也 マクリト言ハ犬ト馬トアハイ遠キ時犬ニ近クアハントテ手綱ヲツカヒテ馬ヲヨスル事ヲ言也 開トイフハ犬ト馬トノ間近ク口セバクナルヲアハイ

- 広クナサントテ手綱ヲツカヒテ馬ヲノクルヲ言也 弓手馬手トモニ同前也  
 一物ノシリヲキルト言ハ犬ノ走り通ルアトノ蹠ヲキリテ弓手ナラハ妻手ニアイ妻手ナラハ弓手ニ逢フヲ言也  
 一タリ入矢ト言ハ犬ノ下腹ヘ射廻シタル矢ノ少土ニ当リタル矢ヲ言ナリ 去ハ検見ハ毎度葦目尻ヲ見ヘキ事也  
 一身通りニテ射タルト言ハ射手ノ身ノ通りニテ矢ヲ放ツ事ヲ言也  
 一イタバカレタル物トハ仮令身通りヨリ猶後ヘナル物ヲ言ナリ  
 一シツシホテナル物ヲ射タルト言ハイタバカレタル物ヨリ猶ウシロナル物ヲ射タルヲ言也 ヲシモチリノヤウニ見ユルヲ云也  
 一犬ノカキトマルト言ハ走ル犬ノジツト留ヲ言也  
 一カキタルト言ハジツトカキトマル犬ノ走ルヲ言也  
 一ワカル、物ト言ハ馬ハ西ヘ直ニ走レハ犬ノ未申ヘ行ヲ言也  
 一歩カウ弓手トハ馬ハ西ヘ行ハ犬ハ東ヘ弓手ノ方ヲ走ルヲ言ナリ  
 一馬手トハ馬ノ右ヲ走ル犬ヲ弓ノ木ヲ越テ射タルヲ言也  
 一スカフ馬手トハ馬ハ西ヘ行ハ犬ハ東ヘ馬ノ右ヲ走ルヲ言也  
 射マシキ矢所ナリ  
 一弓手切トハ弓手ヨリ馬手ヘ犬ノ走ルヲ弓ニテハ射スシテ弓ノ本ヲ越妻手ニテ射ルヲ言也 是モ射マシキ矢所ナリ  
 一矢ノ下ニ付タルト言ハ葦目ノアタルト同シヤウニマロブ犬ノ事ヲ言也  
 一犬ノツキフシカハルト言ハ直ニ走ル犬ノジツト留リテ余所ヘ走ルヲ言ナリ タ、フシカハルトモイフ也  
 一クチセハニ成ト言ハ馬ニ犬モ寄合頭ノヤウニ走りカ、ルヲ言也 サレハ一ヒラキ開キテ射ル也 勝負ノ時ハヒラカストモ射ヘキ也  
 一ソフ矢ト言ハ犬ノ頭ノ方ヘ引目ニツレテ行ヤウニソフヲ言ナリ  
 一コユル矢ト言ハ犬ヲ射コスリテ葦目ノ上ニ当ルヲ言也  
 一コツフト下ルト言ハ犬ニ中ルトモ見ヘズサカルヲ言也  
 一上手トハ我ヨリ前ニヒカヘタル人ノ事也  
 一下手トハ我ヨリ後ニヒカヘタル人ノ事也  
 一アマル犬ト言ハ繩ニテモ射ラレシテ出ル犬ヲ言也 以前シ放シタル犬ヲ射手遠ク追テ射スシテ打掃ルトキ余リテ繩ヨリ出タル犬ニ逢テ射タルヲアマル犬トモニケ犬トモ言也 同事ナレトモ言葉ニアマル犬ヲ仕ツタルトイフ也  
 一テカタノ定リタル犬ヒツコメバ毎度西ヘモ東ヘモヨルヤウ成犬ヲテガタノ定リタルト言也  
 一物頭トハ座敷ノ前ノ事也 モノカシラニ毎度ヒカユル事斟酌アルヘキ事也 但余リニ矢數ナクハ透ヲ見テ物頭ヘ打寄テ可射也  
 一指渡シテ射タルトハアハイ遠キ物ヲ射タルヲ言ナリ サシタイテ射タルトモイフナリ  
 一カタ犬ト言ハ射ヘキ所ニテハカキトマリサナキ所ニテハ走り繩ノ内ヲ走り廻リ馬ノ下腹ナトヲクバリテ出ル事ヲ言也 是

- ヲヨク心得テ矢所斟酌ニ射ル事モツトモ褒美セラル、也
- 一タクマシク射タルト言ハサシテ見所ハナケレトモ墓目犬ニ矢音高ニ引テサカリテ射手ヲ言ナリ
- 一イヤケナキト言事ハ上手ナトノツマリテ馬ノ頭ノ下ヘワリ入物ヲ矢束ヲ引テヨクサガリテ射ヲ言也
- 一手ノキ、タルト言ハ繩ニテモ外ニテモ能射アテ、如何成所ニテモ弓ヲツヨク引コメ三ツメヲモ早ク取テ射ルヲ手キ、トハ言ナリ
- 一馬ノタマルト言ハ繩ニテトキト射テ遅ク馬ヲ出ス事ヲ言也
- 一繩シタルキト言ハ能矢ヲ射テ馬ヲ出ス時馬ヲ遅ク出スヲ言ナリ
- 一馬ノ毛キルト言事ハ弓ヲ上ケハ繩ニテカイテ出ルヲイフナリ
- 一アユミ出ルトイフハ弓ヲ引トキアユミ出ルヲイフ也
- 一ナケ馬ト言ハ繩ニテ弓ヲ引ハアト足二ツヲヒツシキテ前ノ足ニテナケ帰ルヲ言也 亦ハ足ヲツカヒテコマカニナグルモアリ
- 一フルマウ馬ト言ハ弓ヲ上ケハ品々ト足ヲハコヒテ射サスルヲイフナリ 亦足ヲアラハス馬トモ言也
- 一矢ヨハナル射手ト言ハ矢束モヒカス矢音ナトモナキ事也 矢ヨハナルトハイヘトモ矢ツヨナル射手ト言事ハ有ヘカラス
- (三) 犬言葉〔犬追物全書〕・卷之(二)
- 一矢音ノ事引目中タルヲバトキトモトシホントモ言 迎レタルヲハヘウスツト迎レタルト言也
- ・弓法撰書ニハ中タルヲドツキト言 又ヒヤクツシト言トア

ル也

- 一射手見ルト言ハ犬射引目ノ時也 シラムルトハ不レ可言 笠掛引目ヲシラムルト言也
- 一繩ニテ弓手ニ立ル馬手ニ立ルト言ハ馬ノ左ノ足ヲ繩ニ添テ立タルヲ弓手ニ立ルト言 馬ノ右ノ足ヲ繩ニ添テ立タルヲ馬手頭ニ立ルト言 又カネニ立ルト言ハ繩ニ向テ立ル事ヲ言也
- 一同上手下手ト言ハ弓手ニ立タルニ我馬ノ頭ノ方ニ扣ハタル人ヲ上手ト言 我馬ノ尾ノ方ニ扣ハタル人ヲ下手ト言也 是ハ勿論ニ手組ニ手組ノ時上手下手ノ事ニハ非ス 但三手組ニ手組ニシテ上ノ手下ト言モ此繩ニテノ上手下ノ手ヲ分テ組タル義也ト云々
- 弓ヲ打越(能く傍書・島田)シテ引ト言ハ打上フセテ少高ク引ヲ言ナリ 弓ヲ高ク引テトモ言也
- 一繩ニサシコムルト言ハサシコメテトモ言也 両様アリ 一ニハ矢構ヲシテ打起ントスル時繩ノ内エ引目ノ頭ヲサシコムル様ニ矢先ヲサゲルヲ言 又一ニハ腰サシノ身ヨリノ方ノ引目繩エ向様ニ馬ヲ立ルヲサシコメテト言 又繩ヲサシハサミテト言モ繩ヲ近ク馬ヲ立テ射タル言葉也
- 一物頭ト言ハ棧敷ノ前ノ事ヲ言 物面トモ言之 其向ヲ物カケト言ナリ
- 一マクリヒラキト言ハ外ニテノ事也 犬ト馬トノ間遠キ時ハ犬ニ近ク逢ントテ手綱ヲツカヒ馬ヲ物間近ク為ヲマクリト言 犬ト馬トノ間近ク口セハナルヲ広クセントテ手綱ヲツカヒ馬ヲ除ルヲヒラキト言 口セバニナルト言ハ馬モ犬モ寄合頭ノ

- 様ニ走りカ、リテ近クナルヲ言 ナレハ一ヒラキ闊テ射ル也
- 一馬ノ尻ヲ切ト言ハ犬ノ走り通ル跡ノサクリヲ切テ弓手ナラハ馬手ニ逢馬手ナラハ弓手ニ逢ヲ言也
- 一別ル、物ト言ハ馬ト犬トノ物間遠ク別テ行ヲ言 嫌<sup>レ</sup>之事也
- 一別頭ノ物ト言ハ十分ナル物ヲ弓ヲ引テサカル時犬ノ頭ト馬トノ間ヒラキテ馬ノ方エ犬ノ尾ムク様ニスチカフヲ言也 射間敷矢所ナリ 物別トモ言之
- 一十分ナル物ト言ハ鎧ノ先水付ノ下通りニ走ル物ヲ言 射所ナリ ヨキカドトモ言之
- 一先立物ト言ハ馬ノ頭ノ通りヨリ猶先ニ走ル物ヲ言 射マシキナリ
- 一毛先任スルト言ハ別ル、物ニテハナクテ別ル、カト見ユルヲ言 射マシキ所也
- 一身通りノ物ト言ハ射手ノ身ハ通りニテ射タルヲ言也
- 一イタ、カレタル物ト言ハ身通りノ物ニテハナク少後エ成物ヲ言也 射マシキ所也
- 一後塩手ナル物ト言ハオシモチリニテハナクイタ、カレル物ヨリ猶後ノ塩手ノモトニテ射タルヲ言也 射マシキ所也
- 一押モゼリト言ハ繩ニテ弓手エ出ル物ヲ馬ノ尾ノ辺ニテ射タル事也
- 一馬手ト言ハ馬ノ右ヲ走ル犬ノ事也
- 一スガヒ弓手ト言ハタトヘハ馬ノ西へ行ハ犬ハ東エ弓手ノ方ヲ走ルヲ言 スカヒ弓手ヲスガフ弓手ト言ハ不好 スガヒ弓手ト言タルカ能ナリ
- 一スガヒ馬手ト言ハタトヘハ馬ハ西へ行ハ犬ハ東エ馬手ノ方ヲ走ルヲ言 馬手スガヒトモ言<sup>レ</sup>之 射マシキ矢所也
- 一弓手切ト言ハ弓手ヨリ馬手ノ方エ馬ノ頭ノ下ヲ走ルヲ弓手ニテハ不射シテ弓ノ木ヲ越テ馬手ニテ射ルヲ言 是モ射マシキ矢所也
- 一馬手切ト言ハ馬手ヨリ弓矢エ馬ノ頭ノ下ヲ走ルヲ言 繩ニテモ外ニテモアル事也
- 一繩馬手ト言<sup>マ</sup> 当家ニ不好之トイヘトモ世ニ用ルヲ以テ註之 繩ニテ馬手切ノ時ノ如クニ出ル犬ヲ弓ノ本ヲ越シテ射タル事也
- 一騎アヒノ物ト言ハ外ニテ只一騎物ニ逢テ射ルヲ言也 分ノ物トモ言之
- 一タゞシロスト言ハ十分ナル物ヲ拳ノ下ヨリ能見課セタル詞ナリ シタ、メコロスト言モ射様ヲ能シタ、メ課セタル詞也
- ・又言毛先ヲ分ル程ニ射テト言モ十分ノ物ヲ能射課セタル詞也
- ・又言毛先ヲ見スルト言ハスガヒ弓手ナドノ時犬ノアトサマノ毛先ヲ見スル詞也
- (毛シカセテ射タルト言事アリ 是ハ犬ニ能射付テタトヘハ引目ノアト犬ノ毛ニ見ユルホト成事也 括弧内は貼紙一島也)
- 一クビレタル物ト言ハ鎧ノ下ナトエ犬ノカクレタル時ノ詞也
- 一サシ渡シタル物ト言ハ間ノ遠キ物ヲ射タル事也 サシ出シテ射タルトモ言<sup>レ</sup>之
- 一犬ノカクト言ハ去ル事ナリ サストハ犬ノ出ル方ヲ言 引方

ナト、言モ犬ノ行方ヲ言ナリ

一犬ノカキ留ルト言ハ走ル犬ノシツト留ルヲ言也

一犬ノカキ立ルト言ハシツトカキ留ル犬ノ走ルヲ言也

一犬ノカハスト言ハ走ル犬ノ余ノ方エ走ルヲ言也 伏カハスト

ハ走ル犬ノシツト留リテ余ノ方エ走ル事也 伏カハルトモ

言ヒ之 又ツイフシカハストモ言之

一犬ノツクト言ハコロブ事也 引目ノ中ルト同様ニマロブ犬ヲ

言 矢ノ下ニツキテト語也 マロブト言モコロブ事也

一犬ノツ、ラ折ト言ハ直ニ不走シテ左右エユガミテ走ルヲ言也

一カキヌルム犬ト言ハ静ニカク犬也 ナマガキトモ言ヒ之

一出方ノ定リタル犬ト言ハ幾度モ西エ成トモ東エ成トモ同シ方

エ出ルヲ言也

一カタ犬ト言ハ繩ノ内ヲ走リメグリ可射所ニテハカキ留リサナ

キ所ニテハ走り馬ノ下腹尾ノ下ナトラク、リテ出ルヲ言也

一遑犬ト言ハ不図遑フ犬ノ事也

一縮犬ト言ハチンケテ出ヌ犬ヲ言也

一逃犬ト言ハ繩ニテ射ラレモセテ出ル犬ヲ言也 余ル犬トモ

言ヒ之 ニゲ犬走りマハルヲ折カヘル様ニ射タルヲ詞ニハア

マル犬ヲ仕リタルナド、言タルカ好ナリ

一スガツタル犬ト言ハ以前放サセタル犬ノ馬場ノ内ヲ走リメク

リ又ハ不走モアレ如此ノ犬ヲスガフタル犬ト言也 過タル

犬ト言心也

一引込ノ犬ト言ハ一番ニ放ス犬ノ事也 足口ト言ハ一ノ終ニ放

ス犬ヲ言也 (是ハ百匹ノ犬ニテモ五十四ノ犬ニテモ上手ノ

射手ノ第一番ノ犬ノ事ヲ引込ノ犬ト言フ 足只本文ノコト  
シ。一括弧内は傍書。島田)

一足ノ無犬ト言ハ足一ツ痛テ三足ニテカク犬ヲ言 又犬ツカレ

テカ、ヌヲモ言 又サクリノナキヲモ言ナリ サクリノナキ

ハ可<sup>レ</sup>擽事ニ非ス 其子細ニヨルヘキナリ (サクリノナキ

トハ犬ノ足跡ノ無キ事ヲ言フ 犬追物ニテサクリト言フハ犬

ノ足跡ノ事ナリ一括弧内傍書。島田)

一起シ立ルト言ハ犬ノ伏タルヲ起シ立ル事ヲ言也

一フツト切ト言ハ犬放ノ者犬ヲ放スニ繩ヲ切テ放ス時ノ詞也

一高背中ヲ射テト言ハ犬ノ背ヲ射テ引目ツレタルヲ言也

一身無腹ヲ射テト言ハ犬ノ腹骨ハツレテ射タルヲ言也

一細尻ヲ射テト言ハ犬ノ尻ヲ射タルヲ言也 射マシキ所也

一毛ヲ分テ射タルト言ハ近キ物ヲ推込テ能射タルヲ言 タトヘ

ハ身無腹ヲ毛ヲ分テ射タルナト言也

一アマル矢ト言ハ犬ノサキエ行タルナリ

一添矢ト言ハ犬ノ頭ノ方エ引目ツレテ行様ニソフヲ言也

一越ル矢ト言ハ中リタル矢犬ノアナタエ落タルヲ言也

一<sup>下</sup>下ル矢ト言ハ犬ヲ射コクリテ引目ノ土ニ中ルヲ言ナリ ゴツ

ソト下ルト言ハ犬ニ中ルトモ見エズサガルヲ言也

一タリ入矢ト言ハ犬ノ下腹エ射ヤハシタル矢ノ少上ニ当タルヲ

言ナリ

一射ハシラカス矢ト言ハ犬ニ能中テ添矢ノ如クニシテ落ツキテ

後犬ニツレテ行ヲ言也

・又言射付テヤルト言事ハ犬ノ時言マシキ詞也 子細ハ引目

ニテ射ル物ナレバ也 狩ノ時ハ劔尻雁股ニテ射ル物ナレハ射付テヤルト言也

一 二声コナリオドル矢ト言ハ犬ニ射中テ、矢ノ落付サマニ引メノナルヲ言也 委クハ検見ノ卷ニアリ

一 エセ矢ト言ハ矢所モ違ヒスベテ中リノ不能ヲ言也

一 打矢ト言ハ沙汰スル矢ノ事也 沙汰スル矢ノ事ハ検見ノ卷ニ詳ナリ

一 ホロリト落ルト言ハ腰サシノヌケタル時ノ詞也

一 遅ク射タルト言ハサシテ見所ハナケレトモ弓モ強ク引目モ大

ニ 矢音高ク能サガリテ射タルヲ言也

一 イヤケナキト言ハ上手ナトノ詰リテ馬ノ頭ノ下エ走り入物ヲ矢東ヲ能引テサガリテ射タルヲ言也

一 物深ク射タルト言ハ能サガリテ射タルヲ言也 物フカク射タルト申セトモ物浅ク射タルトハ不言也

一 手ノ利タルト言ハ繩ニテモ外ニテモ能射アテ、イカナル所ニテモ弓能引ニツメ三ツメヲモ疾ク取テ射ルヲ手利ト言也

一 火打ノ火ヲ打様ニ射テト言ハホメタル詞也 イカニモキブク射ル事ヲ言ナリ (火打ノ火打散ス様ニト言事射手ニ不限検見モ弓手馬手上下ニ矢アルヲ能見分テサハクタトヘニ如此言ナラハセリ一括孤内傍書。島田)

一 矢音高ナルト言ハ矢ツヨク矢音高ニ能射付タルヲ言也 矢ツヨナルトハ言ヘカラス

一 矢弱ナルト言ハ矢東ヲ不引矢音ナキヲ言也 矢音ナキトハ言ヘカラス

一 ヒキナル射手ト言ハ初心ナル射手ヲサシテ言詞也

一 射コホスト言ハ矢数ナキ時ノ詞 今日ハ矢ヲ多く射コボシテ候ナト、言也

一 スクヒテ射ルト言ハ上手ノ馬ヲ越テ下手ノ人射タルヲ言也

一 フノワロキト言ハ犬ナトモ前エサ、ズ又ハ矢ナトヲモ射コボス事ヲ言也 射手詞ニフガワロク候ナト、言事不レ苦

一 ハウドカ、リテト言ハ外ニカ、ル詞ヲハウトカ、リテト言ナリ

一 ウチ追ト言ハ犬ヲ先タテ、可レ射トテ静ニ馬ヲ出スヲ言也

一 シバシコフズルト言ハ馬ヲ出シテ馬ヲトメテ馬ヲカ、ユル事ヲ言也

一 繩ノ能馬ト言ハ繩ニヨク立馬ノ事也

一 翔馬ト言ハ弓ヲ引ケハシナノト足ヲ運ヒテ射サスルヲ言也 足ヲアラハス馬トモ言之 逸物ノ馬ノ風情ナリ

一 馬ノケキルト言ハ弓ヲ引サカルニ繩ニテカイテ出ルヲ言也

一 又歩ミ出ルト言ハ弓ヲ引時歩ミ出ルヲ言ナリ 射ヨキモノ也 但人ニヨルヘシ

一 馬ノタマルト言ハ繩ニテトキト射テ遅ク馬ヲ出ス事ヲ言也 一繩シタル、キ馬ト言ハ能矢ヲ射テ馬ヲ出ス時馬遅ク出ルヲ言ナリ

一 投馬ト言ハ繩ニテ弓ヲ引ハ後足ニツツ引敷テ前足ニテナゲ帰ヲ言也 又足ヲツカヒテ細カニナグル馬モアル也

一 繩ヲ分ル馬ト言ハ射手左手綱ヲカ、ザル先二人ノ馬ト繩トノ間ヲ走り通ルヲ言也 無骨ナル事也

一 繩ヲ踏切ホトニ立ト言ハ繩ニヨク立馬ノ詞也

一 流シ居ト言ハ馬ノ足ヲ遠ク出シタルヲ言也

一 手綱ヲカクト言ハ手綱ヲ取事也 勿論取トモ言之 或ハカキハツスナト、言ナリ

一 鞍ノ上ノアル、ト言ハサガリノナキヲ言也

一 射手詞ニ繩除ニテハ浪ノ声 松風ノ声 射テオケ ヒカヘヨ

御犬引コメ ト言外ニハ声ヲスヘカラズ 昔ヨリ言リ

ハ浜ナトニテ犬追物アリシニヨリテ浪ノ声松風ノ声ト言リ

射テオケ ヒカヘヨ 御犬引込トモ言 皆検見ノ事也

・又言古ハ射テオケ ヒカヘヨ ト言 今ハ射テオコウ ヒカヨウ ト言也

右ノ外犬言葉ハ初卷ノ中ニモ少々見エタリ 内傍示ニハ射除

ヨ外傍示ニハ射懸ヨ或ハ繩滿トッヘ或ハ下地馬等ノ類ナリ 是ヨリ

末ノ卷ニモ亦粗其所々ニ見エタルガ故ニ爰ニ不<sub>レ</sub>挙也